

第百十二回 参議院商工委員会會議録第十三号

昭和六十三年五月二十四日(火曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

五月十二日
松浦 孝治君 補欠選任 林田悠紀夫君
向山 一人君 鳩山威一郎君

五月十三日
永田 良雄君 補欠選任 杉元 恒雄君
鳩山威一郎君 向山 一人君
林田悠紀夫君 松浦 孝治君
渡辺 四郎君 青木 薪次君

五月十六日
松浦 孝治君 補欠選任 河本嘉久蔵君

五月十七日
中曾根弘文君 補欠選任 石井 道子君
河本嘉久蔵君 松浦 孝治君
梶原 敬義君 小野 明君

五月十八日
石井 道子君 補欠選任 中曾根弘文君
小野 明君 梶原 敬義君

出席者は左のとおり。
委員長 大木 浩君
理事 下条進一郎君
前田 勲男君
福岡 知之君
市川 正一君

委員

小島 静馬君
佐藤栄佐久君
中曾根弘文君
平井 卓志君
降矢 敬義君
松浦 孝治君
松尾 官平君
向山 一人君
青木 薪次君
梶原 敬義君
高杉 勉忠君
伏見 康治君
矢原 秀男君
井上 計君
木本平八郎君
田村 元君
中尾 栄一君
大出 峻郎君
横溝 雅夫君
宮本 邦男君
勝村 坦郎君
棚橋 祐治君
山本 幸助君
末木風太郎君
野口 昌吾君

國務大臣
通商産業大臣 田村 元君
内閣法制局第一部長 大出 峻郎君
経済企画庁調整局長 横溝 雅夫君
経済企画庁総合計画局審議官 宮本 邦男君
経済企画庁調査局長 勝村 坦郎君
通商産業大臣官房長 棚橋 祐治君
通商産業大臣官房総務審議官 山本 幸助君
通商産業大臣官房審議官 末木風太郎君
通商産業大臣官房審議官 野口 昌吾君

説明員

外務省北米局長 岡本 行夫君
全保障課長 茂田 宏君
外務省欧亞局ソヴィエト連邦課長 逸見 博昌君
文化庁文化部長 逸見 博昌君

事務局側

常任委員会専門員 野村 静二君

本日の會議に付した案件
○特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○産業貿易及び経済計画等に関する調査
(OECD関係理事會に關する件)
(米国の経済状況及び見通しに關する件)
(米国の包括通商法案に關する件)
(日ソ貿易問題に關する件)
(アラスカ原油の輸入に關する件)
(テクノポリスに關する件)
(日米秘密特許問題に關する件)
(映画産業の振興に關する件)

(クレジット産業の問題に關する件)
(技術者育成に關する件)
○伊方原発二号炉出力調整実験及び出力調整の中止に關する請願(第二〇五号)
○円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に關する請願(第二九二号外一八件)
○惡徳商法の規制に關する請願(第三四一号)
○中小零細企業対策の充実に關する請願(第三四三三号)
○フロンガスの早期規制に關する請願(第三四四号)
○スプレー剤としてのLPG解禁反対に關する請願(第八一五号)
○中小企業不況対策の充実に關する請願(第一三八五号)
○繼續調査要求に關する件
○委員派遣に關する件

○委員長(大木浩君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十三日、永田良雄君及び渡辺四郎君が委員を辞任され、その補欠として杉元恒雄君及び青木薪次君が選任されました。

○委員長(大木浩君) 特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案を議題といたします。
本案に対する趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。
○梶原敬義君 産構法の意義は一体何であったのか、目的を果たしたのか、これが一つ。それから、産構法の施行状況及び廃止後にさらに問題が残るような点について最初にお伺いをいたします。

○国務大臣(田村元吉) 産構法は、二度にわたります石油ショックを契機といたします基礎素材産業の構造不況の克服を目的とした法律でございます。この法律のもとで、構造改善基本計画に従いまして、過剰設備の処理、事業提携、活性化投資などの構造改善が行われました結果、多くの業種において稼働率の向上や業況の回復が見られるなど、大きな成果が得られたものと考えております。このようなことで、産構法は、石油危機を契機とする構造不況を克服いたしまして我が国の基礎素材産業の活性化に大きな役割を果たしたものであるというふうに考えております。

なお、産構法の施行状況等につきましては、政府委員から御答弁をいたさせていただきます。

○政府委員(杉山弘君) 産構法の意義については大臣からただいま御答弁申し上げましたが、私からは産構法の施行状況及びそれについての評価という点について申し上げてみたいと思うわけでございます。

これまで産構法では、特定産業として二十六の業種を指定いたしまして、これらの業種につきまして、過剰設備の処理、さらに事業提携等に基づきます事業の集約化等の構造改善に取り組んできたところでございます。

まず、設備の処理の状況につきまして申し上げますと、昨年の九月末現在で、処理目標量に對しまして九六%の達成状況になっておりますし、またその後も引き続き、対象になっております業種につきまして、この三月末現在で見てもますと、目標に對して九八%の達成状況になっているわけでございます。

それから事業の集約化につきましては、二十六業種のうち十六の業種につきまして、関係企業から四十七件の事業提携計画の承認申請がございました。承認された計画に基づきまして、生産、販売、物流等の各分野におきましての集約化、共同化の事業が進められてきております。

また一方で、産構法の対象業種につきましては、エネルギー価格の高騰に對しまして省エネルギー

ギー等の活性化投資ということで設備面の合理化もやってきたわけでございますが、これにつきましましては、取得設備につきまして特別償却制度さらには開帳からの低利融資という制度がございますので、これを活用して活性化投資が進められてきておるわけでございます。

ただいま現在では、十三の業種につきまして産構法の対象指定、各種の対策が進められておるわけでございますが、今申し上げましたような施行状況でございますし、最近におきます対象業種の稼働率、さらには経営状況を見ますとかなりの業種におきまして好転をいたしておりますので、私もといたしましては、全体としてはこの産構法を制定していただき、基礎素材産業の構造改善に大いに役立ったものというふうに評価をしているところでございます。

ただ、対象業種のすべてについてそれでは稼働率、経営状況は改善しているかということになりますと、残念ながらそうはまいりません。いわゆるプラザ合意以降の急速な円高に伴いまして、依然として輸入品等との競合で過剰設備が存在し、また経営状況も改善をしていない業種があるわけでございます。こういった業種につきましては、この産構法の廃止後におきましても各業種の実情に應じているいろいろな対応をしていくべきものと考えておるわけでございます。

一つの対応といたしましては、昨年制定をしていただきました円高に伴います産業構造転換円滑化のための法律、産業構造転換円滑化法がございますので、これの対象として設備処理を続け、事業転換を進めていくというようなこともございましょうし、また、対象にはいたしませんでも設備投資面での情報の透明性を確保する、さらには需給見通し等について政府が情報提供をする等々の措置を講ずることによりまして、これからの稼働率の向上、経営状況の改善に努めていかなければならない業種があるわけでございまして、ただいま申し上げました幾つかの対応方法によりましてこれに対処をしていきたい、こういうふうに考え

ているところでございます。

○梶原敬義君 聞くところによりますと、ピスコス短繊維、尿素、湿式磷酸、溶成磷酸、化成肥料、フェロシリコン、これらの業種がやはりさらに問題が残るそうだと、こう聞いておりますが、これらの対応についてお尋ねいたします。

○政府委員(杉山弘君) ただいま先生お挙げになりました業種のうち、ピスコス短繊維、尿素、溶成磷酸、化成肥料、フェロシリコン、こういうものにつきましては業界からの御要望等もございまして、今後産業構造転換円滑化法の対象としてさらに一段の設備処理を進めていく必要があるのではないかとこのように考えておりました。今後その方向でさらに具体的な詰めをいたしておきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○梶原敬義君 これまでややもしますと、我が国の産業界というのは、少し景況がよくならずとそれそれ好き勝手に増設をやる。そして何かの大きな景気変動とかショックに對してまた行政指導が入りまして、カルテルをやるかあるいはこの産構法のような形でその設備を休止あるいはスクラップする。これはこの二十六業種以外でも特に目立つのが造船ですね。船なんかそうなんです。こういう繰り返しをやってきたわけでございまして、そういう設備をつくって、それを休止しなくてもいいあるいはスクラップをしなくてもいいやつをやったりするを得ないような、ある意味では行き過ぎた競争原理が働く場合もあるわけでございます。その辺についてはこれからやはり先を読んだ通産の行政指導というのが必要ではないだろうかと思っております。

またこの二十六業種の中で、特に私、紙に關係ありますから、今のような点から考えて先を読んだと見ますと、新聞用紙が今また少しいんで増設増設あるいは海外輸出と、それからコート紙ですね、これがまた相次いでございまして、これまたいつときすると過剰生産、そしてまた先では大変な雇用問題まで起る心配もあります。この点に對

する行政指導、先を見た指導をやれないものかと思ひます。

それから段ボール原紙ですね、少し内需が拡大をしてきて一息ついておるところですが、まだ価格は非常に低迷をしております。これがまた非常に業種というか企業数が多い。それから業界の協調がなかなかアウトサイダー等あってとりくに。そしてある時期はもう原価を大きく割り込んであるわけなんです。

今後の指導方針についてお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(鎌田吉郎君) まず、新聞用紙とコート紙についての設備新増設が相当活発になっているという点についてでございますが、新聞用紙、コート紙とも当面の需要は大変堅調でございますが、さしあたりは懸念はないと思ひますが、今先生御指摘ございましたように大変企業の設備投資意欲が旺盛でございます。そういった意味で先行き不安なしという状況ではないかと思ひます。そういう意味では、この三月から個別設備投資を通産省に事前に届け出る、そしてまたそれを対外的にも公表するいわゆるデクレア制度というのを実施することにしたしておるわけでございますが、こういったデクレア制度の対象にいたしまして当面設備投資動向の的確な把握に努力したいというふうに考えておる次第でございます。

それから段ボール原紙でございますが、先生御指摘のように、この業界は企業の数も多い、また中小企業がその中で多数を占めているというようなこともございまして、大変過当競争的な体質の業界でございまして、ただいま先生御指摘ございましたように、経営状況につきましても市況の低迷等から大変厳しい状況にある、そういった業界でございます。ただ、幸い内需の拡大に伴いまして段ボール原紙の需要は最近急速に回復しております。また設備稼働率も大幅に向上している

と、こういう状況でございます。

ただ、ただいま申し上げましたように大変厳しい状況でございますので、私どもとしては今般、ダンボール原紙需要見通し検討委員会というのをユーズル業界の御協力を得まして設置いたしまして、定期的にダンボール原紙の需要見通しを策定、公表する、そういった形でダンボール業界の生産体制の安定化に努力する、こういうふうにして、いる次第でございます。いずれにいたしまして、大変難しい業界でございますので、今後とも十分目を配っていききたいというふうに考えておる次第でございます。

○榎原敬義君 特に製紙会社の場合は、設備をスクラップするとか、あるいは休止するという問題もございますが、スピードといいますが、一分間に例え三百六十メートル、こうやっているのが四百メートルいく場合もあるし、生産技術が向上することによってそこで思わぬ供給量がたくさん出たりして、混乱する場合があるわけですね。だからぜひもう一つ立ち入ってスピードの問題もやはりきちっと届け出をしてもいい、把握をしておかないと、気がついたときにはまた大変なことになる。特にまた雇用問題から、あるいは地域の経済社会に与える影響とか、こういうものが出てきますので、御答弁ありませんが、その辺もぜひ小まめな指導をしていただきたいと思ひます。

それから、質問の通告はしてありませんでしたが、ちょっと時間がありますので申し上げますが、私絶えず疑問に思ふのは、電力業界、電力料金の問題なんですね。

これは家庭用電力にしても、あるいは工業用電力にしても、本当に我が国の電力料金というのは高いですね。そして電力会社の原価計算のやり方というのは、これはもうまさに経費は目いっぱい、そして稼働率によりましてコストが急に上がった下がりつたりする。今度のように円高で非常に燃料の輸入が有利になつてくる、あるいはまた石油の価格も下がっている、両面から非常にメリットが出てくるはずなのに、しかし家庭用電力の

下がり方あるいは工業用電力もそうなんですが、下がり方は、通産省が努力をしてくれただけ、それほど下がらない。

なぜ下がりないかという、やはり電力業界の稼働率が落ちている。それがもつと上がればコストが急に安くなるから、そういうものにあるベースが基本になるから、採算を見てこれぐらいいしやったり下げられないというのが電力業界の言い分だろうと思ふんですね。

しかし電力業界というのは、私どもの地元の電力業界もそうなんですが、大体町の一番いいところに本社を持ちたり支店を持ちたり、これは九電力業界皆そうだろうと思う。大変な資産をやっぱり持っているんです。しかし、ある時期、油の値が上がりればやはりそれに対応して電力料金のアップがまた申請をされ、上げてくるわけですね。下げるときはなかなか電力業界の採算まで壊して電力を安定供給するためには下げられない、こういうことではなかなか下がりません。

ところが、民間の一般の中小企業なんかは、経営が悪くなりましたら、持っている財産やなんか全部銀行が先に売ってしまふと、こうくるわけですね。そして、もうどうしようもないから、持っている資産や担保を現金化して、そして苦境を切り抜ける。しかし、電力業界あたりは絶対にそういうことはしないんですね。だから、きちっと持っているものは持つて、計算もちゃんと、それは原価計算も定額じゃなくて定率で先にごあつとやっています。はるばるなんです。そういう点では、電力の安定供給という観点から、非常に保護されているんです。

だからそういう意味では、私はこういうような企業が非常に厳しい、あるいは雇用問題が厳しい、あるいは家庭生活が厳しいときには、もう少し一歩突っ込んで電力料金あたりはやっぱり下げないと、これはアルミなんかもそうなんです。もう絶対これは競争できませんわね。だから、本来ならアルミ産業ならアルミ産業に水力発電所のどこかいい場所を与えて、そしておまえのところ

はこの川の水を使って実際に産業を成り立てよと、電力業界と切り離してそういうチャンスを与えた場合は、日本でもやっぱアルミ産業というのは私は成り立つと思ふんですね。

今私どもが知っている古い明治につくった水力発電所というのは、いわばもうただみだにできているわけですね。送電設備もほとんどただみだに形でできている。新たにダムをつくつてやるという、今コストは高いかもしれないけれども、昔つくった水力発電所というのはもうほとんどただみだにもの。そういう電力を使えば、アルミ産業だって成り立つわけですね。しかし、電力業界の關係でそんなことはできない。ですから、もつと何か、私が言いたいのは、ある時期非常に貢献したアルミ産業だつて大変なことになるまして、非常に歯がゆい思いをするんです。が、少し電力業界なんかも協力をするように指導していただきたいと思ひます。

いろいろ申し上げましたが、もし感想があればお答え願つて、終わりたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) 電力料金の問題について御指摘がございました。私直接この問題にお答えできるような立場にはないわけですが、今までのいろいろと聞いておりますことを中心にして、若干個人的な感想めいたことを申し上げるというところで御答弁にかえさせていただきます。うわけでございます。

電力料金、前回の改定時には大臣の強い御指示もございまして、相当厳しい切り込みをやつて料金を改定をいたしました経緯については御案内のとおりでございますが、それでもなおかつまだ外国に比べれば電気料金が低い。これは水力その他の資源の賦存状況にもよるところが大きいわけですが、一方では、先生おっしゃいますような電力企業の経理問題等についても、あるいは若干の御指摘があるようなことがあるのかもしれないが、こういった点については一層厳しく我々としても見ていくべきものというふうに考えておるわけでございます。

ただ、最近に至りましてはむしろ電力の需要者の方が、共同自家発電というような格好でみずから発電をするというようなことがかなりふえてきておりまして、これが電力会社にとりましてなかなか大きな刺激になっているというふうなことも聞いているわけでございますので、こういうような観点からも、また電力会社としては一層の自己努力の必要というふうなことを促される立場に置かれているのではないかと思ひます。

ただいま先生から御指摘のありましたことにつきまして、担当局長にも私の方から連絡をいたしまして、これからの行政の面で十分注意をしたいと思いますと思ひます。

○矢原秀男君 産法につきましても、私の方も原則的には賛成でございますが、短い時間でございますので、重複を避けて質問をしたいと思ひます。

当局にちよつとお伺いをしたいんですが、通告以外で申しわけないんですが、特定産業構造改善臨時措置法の特定産業の現況についても、電炉、アルミ、ビスコース、アンモニア、尿素、湿式燐酸、経常の損益としては電炉関係をとりましても、六十一年度でも百三十九億円の損になっているわけですね。ずっと損益が上がつてきている。そして当局としては大体目標は達成をした、こういうことになるわけですが、赤字はふえているけれども、目標は達成したというふうな数字的な分析はどういう評価をやつたんでございましょうか。

○政府委員(杉山弘君) 産法の対象では、これまで二十六の業種を対象として設備処理等をやつてまいりました。各業種ごとにつまましては、当初の目標に対する設備処理量等については、達成率に若干の出入りがございますが、平均をいいますと、この三月末で九八%程度ということになっておりますので、おおむね全体として見ますと、産法の目標というものは設備処理については達成をされたと思ひますし、また最近での稼働率なり経営状況を見ましても、対

象業種の大抵はかつて比べますとかなり改善をいたしておりますが、個別に見てまいりますと、先生御指摘のございましたような幾つかの業種におきましては、設備処理の目標達成率も一般に比べると低くございます。また最近における経営状況についても必ずしも改善に至っていないというものもあるわけでございまして、個々の業種で見ますと残念ながらまだ十分その目標を達成していませんと認められるものもございします。

ただ、これはどちらかといいますと、最近におきます急速な円高等の内外の状況変化というものによるところが多いように思われるわけでございまして、こういった新しい状況変化に対応して、なお経営面での改善努力が必要な業種につきましては、この法律が廃止された後におきまして、その業種の実態に応じまして幾つかの対応によって所要の措置を講じてまいりたいと思っておりますのでございします。

○矢原秀男君 私が今この電料業だけを取り上げましたのも、私もこの関係はちよつと専門的にかつてやっておりますのでわかるんですが、企業数が五十三社、生産能力が二千六百七十一万トン、こういうふうにあるけれども、結局目標達成と評価をされる時点においては、やはり倒産をするかそういうふうな形で淘汰をされて企業数が少なくなつて、そうして調整をされていく、こういうふうなのが電料業でも現況でございします。

また、二番目のアルミニウムの製錬につきましても、この非鉄金属については、私たちが数年来エネルギー庁にいろいろ陳情したりいろんな要請をいたしておりますけれども、アルミの問題も、この関係の経済界の人たちと一週間前もいろいろ話し合いをいたしておりますと、やはり外国で非常に安いということで、皆外国から購入をしていく。ところが倍近くにやはり金額が上がつていく。じゃ日本の将来のアルミの原材料についてはどうするかという問題、こういうことがいろいろあるんでございします。

やはりここで出てくるのは、先ほども質問がございしましたように、電力料金の問題が――円高の中で外国から輸入がどんどんふえてくる、現実には対応できないから企業数もどんどん減らしていつていく。これが企業の自然淘汰の中で非常に厳しい問題があることを知つていただかなければいけません。これは私が実際に学校を出て、そこで仕事をしていたから状況が全部わかるわけであります。きょうは多くは言いませんけれども、そういう中で電力料金を今お話がございましたように、これは通産大臣にお願いしたいんですけれども、通産大臣が電力業界の要望に対して、いやもつと厳しくしなかつたやいなやということでも非常に努力をされた。しかし円高の中で外国企業から製品が押し寄せてきて、ここに出ていない電気料金を最大に使うようなグループの企業、もう大変な状況にあることは、これは事実だと思ふんです。僕もあえて言わないけれども。

しかし、私は夜間の電力料金というのは、電力を消費する企業それから国民の家庭生活、夜間の電力料金は原油等の円高条件等から分析してみても、もう少し私は下がることがあると分析しているわけなんです。ですから、これ通産大臣、電力を食う企業、これは悲鳴を上げております。また国民生活も、物価は安定していると思ひますが、高値安定であることははっきりしております。そういうわけで、私は企業に対しては分析の検討をもう一回やつてほしいんです。そうしなければ、ここには今出ておりませんけれども、大変な状況があることを私自身は分析をいたしていただくわけでございします。

この点通産大臣、私が言いたいのは、もろもろの実態の分析の中で電力を物すごく食う企業が円高の中で、全般に経済は好調であるけれども苦しんでいる状態、当局はわかっているけれども、そしてまた国民の家庭生活も、何も言いませんけれども、やはり公共料金の一つである電力についてはもっと下げるべきであるというふうな声もございします。

そういうようなことで、夜間の電力料金は、通産省でも検討していただければもう少し私は下がる、このように思つておりますし、下げていただいて、国民生活にもそして電力で悩んでいる企業に対しても、やはりこれはもう少し努力をすべきではないか、こう思ふんですけれども、時間ございせんので通産大臣、まとめて私の質問に対して答えていただきたいと思います。

○国務大臣(田村元吉) 電力料金に大手三社のガス料金、御承知のように私どもに対しては残酷という表現もあつたようですが、とにかく絞れるだけ絞りました。二兆六千億といえは大幅に匹敵いたします。一般家庭においては、標準的な夫婦子供二人の家庭で、大体合わせて平均三万円ぐらゐの料金下げになつたと思ひますが、それにしても電力というかけがえのないエネルギーというのは人間の生活の実態に大きく影響すること、これは事実でございします。常々為替の動向あるいは原油の価格等々について十分の関心を抱いて検討していくことはこれはもう当然のことだと思ひます。

大口の場合、私もちよつと余り具体的な事務的なことは存じませんが、電料なんかは需給調整要約というものの活用によつて相当安い料金にすることができるといふこともちよつと聞いておりますが、きょうはエネルギーが来ておりませんのでまた改めて御答弁をいたさしますが、私としては今後十分の検討はしていきたいというふうに考えております。

○市川正一君 今回廃止される産権法について、私は八三年四月二十六日の本委員会において、ここに会議録もございしますが、第一に、これが特定産業における大規模な人減らし、合理化に拍車をかけるものであること、第二に、下請中小企業の切り捨てなどによつて地域経済に深刻な影響を与えること、第三に、無秩序な過剰設備など大企業が持つり出した責任を不問にして新たな優遇措置を講ずるものであること、第四に、独禁法の骨抜きに道を開くことなどの点を指摘し、反対いたしました。

今回事業の目的を達して、企業収益も黒字基調との理由で産権法を廃止するということなのであります。その反面、雇用面では特安法で四万人、産権法で一万人八千人余りの人減らし合理化が実施され、失業率も今日平均で二・八%に上つており、事業所の縮小、閉鎖なども地域経済に大きな打撃を与えようと言わざるを得ません。

そこで伺いたいのは、雇用面ですが、特にこの面への影響が現実には重要な問題となつていてと考へますが、いかがでございしますか。

○政府委員(杉山弘君) 産権法の対象業種におきまして従業員数について私ども調べましたところでは、昭和五十八年度末には約十三万人程度でございしたのが、昨年の九月現在では約十一万人というところで二万人、比率にいたしまして一五%程度減少をいたしております。

産権法は、過剰設備の処理を中心といたしまして事業の提携集約化等の構造改善をいたしたもので、その過程におきまして雇用面に影響が出てくるというところはこれある程度いたした方ないところとございしますが、雇用問題につきましては設備処理等を行います場合に組合との意見調整も十分にやつた上で行つていただくように指導もいたしておりますし、また、その過程におきまして雇用面で労働者のやつておられます特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法等の措置の適用をしていただく等々十分に配慮をしたつもりでございします。

その結果といたしまして、設備の過剰問題についても多くの業種で大体改善をしたように思われますし、経営も安定をいたしてきておりますので、この間先ほど申し上げました若干の雇用の減はございしたものの、全体としては業種の安定、企業の経営状態の改善が図られるということ、結果的には残された雇用の安定には十分な貢献をしてきたものではないかというふうに評価をいたしていただきたいと思います。

○市川正一君 その点はやはり事実と反すると思

うんです。いただいた資料でも、今おっしゃったように一万八千六百七十三人の雇用減、言い換えれば人減らし合理化がそういう形で強行され、今日雇用問題が新たに社会的にも重要な問題になってきているということを私は指摘せざるを得ぬと思うんです。

しかも重要なことは、産構法を廃止して助成策がじゃこれで終わるのかと申しますとそうではありません。指示カルテル、共同販売会社など大企業による集中支配体制は温存し、さらに円滑法で合議、セメント、これを対象に含んでおります業務提携など必要な措置は肩がわりをさせております。また、エチレンなど四業種についてデクレア制をとり過当競争対策まで講じている等々によって、私は産構法の大量人減らし方式は事実上そのまま昨年の円滑法に引き継がれていると言わざるを得ぬのであります。

しかるに、例えば円滑化法の特定施設の対象として鉄鋼高炉五社をとってみますと、ここは一億トンの生産を依然として確保しております。そして、大幅増益決算と、こう言われております。事実はそのとおりです。ところが、さらに四万四千人の人減らしによって、野村総研の試算によりますと九〇年には労務コストが日本の六分の一とされている韓国の浦項製鉄よりも総コストが下回るといふデータを出しておりますけれども、それほどの大合理化を強行しておる。こういう路線の追求ではなしに、この産構法が示したこの五年間の教訓というのは、やはり失業問題の解決と地域経済の活性化に大企業の社会的責任を果たさせる、そういう方向に通産省は指導を行うということがなすべき役割ではないのかということを私は重ねて強調したいのであります。いかがでございますでしょうか。

○政府委員(杉山弘君) 産構法につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、その後も昨年産業構造転換円滑化臨時措置法を制定していただきました。これは産構法とは違いますが、むしろ円高によります内外の経済状況の変化に企

業が対応し、できるだけ企業内で過剰になった雇用の新しい分野へ進出することによって維持をしていく、それをお手伝いしよう、それからまた、先生御指摘になりましたような企業城下町等、地域経済に対する影響を何とかして緩和をし地域経済の活性化を図っていききたい、そういう観点からつくったものでございまして、むしろ雇用の安定、地域経済の活性化というものをねらいにしたものでございまして、先生おっしゃいますような産構法の延長で体制がそのまま維持されているという御批判はいかがなものかというふうに考えるわけでございまして。

ただ、今度の産業構造転換円滑化法では、従来のように業種ごととに政府が計画をつくって設備処理をする、こういうようなことではなく、また設備処理が円滑にいかない場合には指示カルテルをするというようなことではなくて、むしろ企業の自己責任、自己判断のもとに個別企業ベースで新しい分野への転換、過剰設備の処理をしていただく、こういうことをやられたものでございまして、そういう意味からも政府の施策としてもこれまでの産構法でとってきた手法とは違った考え方で対策を立てたつもりでございまして、今先生から御批判のありましたその延長ではないかということについて私どもはそうは考えていないところでございまして。

○市川正一君 廃止法案ですから、きょうはこれぐらいにしておきます。

○木本平八郎君 私は、この法案を廃止するということについては賛成なんです、何でもデレギュレーションでどんどん廃止していただいた方がいいと思いますから。ただ、ここで新しい産業構造の問題を提起したいわけなんです。

それで、この資料の中の業種別進捗率というのをちょっと見てみますと、やはり砂糖なんか非常に悪いわけですね。六三%ぐらいで非常に悪い。それで、実はこの前有名なエコノミストと話をしております、こういう話を聞いたんです。一九二〇年代のアメリカの状況と今の日本の状況

で非常によく似ていることはいろいろありますけれども、非常に特徴的なのが、あのときもアメリカは農業が非常に困っていたんですね。自動車とか製鉄とか、もちろんハリウッドなんかもそうなんです、そういう方面はどんどん進歩していったけれども、農業が非常に困っていた。したがって、このアンバランスが大問題だということとを心あるエコノミストは指摘していたようなんですが、それがあの恐慌につながった。

したがって、今現在日本でも株とか土地とかあるいはマネーサプライとかいうようなことが言われていきますけれども、そういうものに対処はできていくだろうけれども、この農業部門のおくれというものを何とかしないとやはり経済混乱に巻き込まれるんじゃないかということなんです。したがって、通産省関係はこういう法案をつくっている。業界対策なんかもやられて着々と効果を上げていくんですけれども、一方、農業部門が非常に困っている。これは通産省の責任で何でもないけれど、そんなことを言われても困るということでしょうけれども、それはむしろ大政治家としての田村大臣の問題かもしれないけれども、そちらの方をやれば何とかしないといかぬのじゃないか。そのエコノミストなんかも極めて憂えておりますし、私もそう思うわけですね。

これは今、この商工委員会でもそんなこと言ってもしょうがないんですけれども、現実にはこういうふうな法案を見ても、砂糖関係が非常に困っているというふうなことが目立つわけですね。したがって、そういう点をステーツマンとして田村大臣どういふふうにお考えになつていらっしゃるか、受けとめられているか、所感的なものをお伺いできたらと思うんですが。

○國務大臣(田村元君) 果たしてお答えになりますかどうか、農業の構造改善というのが国民生活のニーズに合ったものに、コスト面でもということだと思えますが、率直に言いますと結論から言えばそのとおりだと思うんです。ただ、私は直接担当ではございせんので、余

りポリシーに関して私がここで具体論を言うのはいかがかと思えますので御遠慮申し上げますが、OECDで農業問題の議論を聞いておりますと、やはり各国ともに悩んでおります。過剰生産国は過剰生産国なりに、ケアンズ・グループを初めてしてアメリカも、それからまたヨーロッパのように輸出補助金等の面で、説明を聞いておるとなかなか彼らも辛い思いをしておる。日本は日本なりに苦しい立場をしておる。そういうことでございまして、我々が担当しております産業政策というものから見ればなかなか難しい問題があるなと。

しかも構造調整あるいは合理化の深度というものが浅うございまして、そういう点でなかなか困難もあるかと思えます。と同時に、日本の農民の方々の農業に対する愛情、土に対する愛情と、それから農業に対する保守性といいますが、そういう問題もあるかと思えます。しかし、いづれにしても消費者のニーズに合うコストにいか近づけるかということがもう究極の問題だろうと。それができれば貿易摩擦も起こらないわけでございますから、そういう点では確かに今、木本さんがおっしゃったとおりだというふうに考えます。

○木本平八郎君 アメリカの農業問題というのは第二次大戦が終わるまで結局続いて、それで大戦後非常に合理化されて生産性が上がった、そして非常に世の中が世界的に安定した。今大臣がおっしゃったように、この農業の後進性というのは世界的な問題なんですけれども、これは各国が協力して何とか合理化して生産性を上げるというふうに行うことが大問題じゃないかという気がするわけなんです。今後とも大臣もそちらの方にもいろいろ御関心を持っていただいて御協力いただきたいと思うわけなんです。

それで、この通産関係の業種に関する産業構造の問題について杉山局長にお伺いしたいんですが、今世間一般に、産業の空洞化というのは非常に困るとか、あるいは技術輸出してブーメラン現象になったらいことになるかというふうな評

価が圧倒的なもので、果たして空洞化といふのは日本経済にとってマイナスなんでしょうか。結論的に言いますと、私は空洞化をむしろどうぞ進めたい方はいんじやないか。非常に生産性の悪い、あるいは日本ではコストの合わないものをどんどん出していく。そのかわり、日本はそれだけの分がどんどん高度化していく。

私は、スパイラルのようになっていて、技術を出して、そして向こうから製品が返ってきて、その時分には日本が非常に一歩上へ上がっていつているというところが現実にも行われているんじゃないかと思うんですけれども、今までで、例えば空洞化で非常に顕著な傾向が出てきているとか、あるいは技術の輸出でブーメラン現象ができてちよつとこういうところで困っているというふうな具体的な例でもありましたら教えていただきたいと思うんです。

○政府委員(杉山弘君) 産業構造転換の過程におきまして輸入がふえる、また日本企業の海外直接投資というところで海外進出が行われる、また発展途上国に対して技術輸出という格好で技術供与が行われるとその製品がまた日本に入ってくる。このことだけをとってみますと、そこに空洞化と言われるような事態が起こる可能性はございますし、またブーメラン現象といったものが生じてくるわけでございますが、むしろ問題は、それに対してやはり積極的な対応をするということで空洞化を防ぎ、ブーメラン効果による関連産業の混乱を回避していくということが必要ではないかと思うわけでございます。

輸入の拡大なり日本産業の海外直接投資によります空洞化の懸念に対しましては、やはり製造業の分野では新しい技術を産業化をして新しいフロムティアをつくっていく、またサービス業の分野を拡大して過剰になった労働力をそこで吸収する、こういう努力が必要でございまして、技術輸出に対しましては、むしろそれ以上に新しい技術を開発することによって日本の関連産業の付加価値を高めて、むしろ国際的に調和のとれた分業体制をつくっていく、そういう積極的な努力が必要だと思ひます。

制をつくっていく、そういう積極的な努力が必要だと思ひます。

これまでもの具体的な例があるかということでございますが、労働省等の調査によりますと、ある程度の企業におきましては雇用面に影響が出ていくというようなことが回答されたりしておりますから、全く影響がないということも申し上げるわけにはまいらないと思ひますけれども、産業全体としての空洞化、こういうものが当面現時点で大きな問題となっていることとはないうちに思ひます。ただ、繰り返しのようになりますが、将来はそういう問題が出てくる可能性もなしといたしませんから、積極的な対応を今から準備をしていく、これが肝要ではなからうかと思ひます。

○本平八郎君 この続きは午後的一般質疑のときにといたしまして、これで終わります。

○委員(大木浩君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(大木浩君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員(大木浩君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(大木浩君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(大木浩君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○福岡知事 最初に、先般のOECDの閣僚理事会に御出席になった田村通産大臣、中尾経企庁長官、まずは大変御苦勞さまでございました。

会議の模様は報道機関によつてある程度承知をいたしておりますが、今、国際経済の先行きなり、その中で我が国が果たさなきゃならない責任というものの重さ等を考えまして、当会議で大臣方が発言をなされ、また各国からのいろんな要請等もあつたことと思ひますので、含めまして幾つかの質問をしたいと思ひます。

まず、今回の閣僚理事会が採択した共同声明の概要について、私の認識では比較的種々な認識がなされていくように思ひます。まず、各国経済が予想を上回る良好なパフォーマンスを示してつて、勇気づけられるという認識を示したようでありました。具体的には、加盟国の成長の加速、低水準のインフレ、対外不均衡の縮小傾向、為替レート安定など国際協調の進展、構造調整の進捗などを指摘し、さらには累積債務問題でも多少の前進があるとの見方をしているようであります。

そこで、政策協調による世界経済のこれからの安定的な成長を念頭に置いて、アメリカに対しましては、一つは財政赤字の削減、二つは貯蓄投資バランスの改善、さらには産業の国際競争力の強化などは象徴的に指摘されたようであります。

また、我が国に対しましては、内需主導型経済成長の持続的維持、二つ目には市場開放の促進についででありまして、もちろんこの中には農業とか土地利用、税制、流通制度など幅広い分野での構造改革が現在立案あるいは進行中だという指摘がされておるようであります。

次に、欧州に対しましては、構造調整による経済成長の促進ということが象徴的なようであります。

これらの諸課題について、我が国を含めて各国の主張はそれぞれいろいろのものであつたでしょうが、まず両大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(田村元君) 今回のOECD閣僚理事会では、現在の世界経済につきまして予想されたよりも良好なパフォーマンスを示しておるとの評価が大勢を占めておりまして、この傾向を維持するためにも引き続きマクロ経済政策協調を行うとともに、構造調整についても国際的に取り組んでいくことが必要であるということが強調されました。

我が国の経済政策につきましては、各国から高い評価を受けました。コミュニケーションにおいても内需主導の成長の維持、財政政策の柔軟性維持並びに市場アクセスの改善、規制緩和、それから幅広い分野での構造改革が指摘されまして、引き続き適切な政策運営に努めてまいりたいと思つております。

ちょうど中尾長官もここにおられますのであえて申し上げますと、私は去年のOECDも出席いたしました。去年のOECDは日本に対する非常に厳しい対応でありまして、各国の代表が述べた一言一言が針を刺されるような感じでございました。ところが、今回のOECDでは、とにかく各国代表ともに口を開けば日本のマクロ政策のパフォーマンスの大きさに対する礼賛、あるいは貿易収支の改善状態が定着しつつあることに対する評価等々でございました。また、日本の構造調整が順調に進んでおることも高い評価を受けました。

そういうことでございまして、さばりながら、だからといってアメリカ経済があいよ状態であるだけに、なおさら日本やドイツはよほどしっかりとインフレなき内需拡大を達成すべしというような期待が込められておつたように思ひます。

またアメリカにつきましては、財政赤字削減、産業の国際競争力の改善、それから農業支持政策の縮小、保護主義の防圧の必要性などが指摘されました。おっしゃったとおりでございます。

またアメリカにつきましては、財政赤字削減、産業の国際競争力の改善、それから農業支持政策の縮小、保護主義の防圧の必要性などが指摘されました。おっしゃったとおりでございます。

またアメリカにつきましては、財政赤字削減、産業の国際競争力の改善、それから農業支持政策の縮小、保護主義の防圧の必要性などが指摘されました。おっしゃったとおりでございます。

またアメリカにつきましては、財政赤字削減、産業の国際競争力の改善、それから農業支持政策の縮小、保護主義の防圧の必要性などが指摘されました。おっしゃったとおりでございます。

またアメリカにつきましては、財政赤字削減、産業の国際競争力の改善、それから農業支持政策の縮小、保護主義の防圧の必要性などが指摘されました。おっしゃったとおりでございます。

またアメリカにつきましては、財政赤字削減、産業の国際競争力の改善、それから農業支持政策の縮小、保護主義の防圧の必要性などが指摘されました。おっしゃったとおりでございます。

またアメリカにつきましては、財政赤字削減、産業の国際競争力の改善、それから農業支持政策の縮小、保護主義の防圧の必要性などが指摘されました。おっしゃったとおりでございます。

またアメリカにつきましては、財政赤字削減、産業の国際競争力の改善、それから農業支持政策の縮小、保護主義の防圧の必要性などが指摘されました。おっしゃったとおりでございます。

またアメリカにつきましては、財政赤字削減、産業の国際競争力の改善、それから農業支持政策の縮小、保護主義の防圧の必要性などが指摘されました。おっしゃったとおりでございます。

またアメリカにつきましては、財政赤字削減、産業の国際競争力の改善、それから農業支持政策の縮小、保護主義の防圧の必要性などが指摘されました。おっしゃったとおりでございます。

さらにヨーロッパにつきましては、各国政府が構造政策、マクロ経済政策で協力すべきであるとされまして、規制緩和、農業改革等の具体的な政策課題が指摘されました。特に西独につきましては、種々の構造調整の促進による恒常的な大幅経常黒字の削減と内需の拡大が指摘されました。

このたびのOECD閣僚理事会の一つの特徴は、このようなマクロの問題から農業問題やあるいはNICS問題というような個別問題に重点が移されているという議論がなされたということです。

○国務大臣(中尾栄一君) 福岡委員と田村通産大臣の言われた言葉に全部が尽きると言っても間違いないと思いますので、私の場合ごく簡潔に申し上げたいと思います。

今回のOECDの閣僚理事会におきましては、OECD各国のインフレなき経済成長、主要国間の対外収支不均衡の改善、これまでの各国の政策協調努力による認識の一致が見られたことはもう既に御案内のとおりでございます。また各国からも、このような政策協調に今後とも引き続き積極的に取り組む旨の決意の表明が行われました。

さらに、各国の経済運営における具体的政策課題といたしましては、委員御指摘のような主要政策課題について各国が取り組むことの必要性が指摘をされた次第でございます。

以上のような議論の結果、政策協調のもとでマクロ経済政策と構造調整を組み合わせていくことが必要であるという点での合意を見まして、具体的な政策課題がコミュニケーションに盛り込まれたものと考えますし、そのような方向であった次第でございます。

○福岡知事 田村大臣のお話の中にもありましたように、昨年も閣僚理事会の後、当委員会が質疑をいたしたときに、まさに針のむしろに座らされているような感じだったという発言が確かにありました。それに比べると、今回は新聞論調等で

も最も日本は居心地のよかった閣僚理事会じゃないか、こういうふうにも言われているわけでありまして。しかし、それは国の昨年来からの積極的な内需拡大その他の努力が一応評価もされたということでありまして、反面、アメリカの経済につきましても一年前とはかなり好転を遂げつつあるということが背景にあったと思うんです。

ところで私が気になるのは、大臣の言葉じゃないが、さきさきながら、世界経済の基本的な欠陥といえますか、構造的な不均衡というものは何ら解消されていないし、今回のOECD理事会のコミュニケーションがそれぞれの国で努力されていく方向を示しているとはいえないもの、なお極めて不透明なものがそこには感じられるわけでありまして。例えば、アメリカの昨年のいわゆる株の大暴落、ブラックマンデーと言われるあの事態を世界各国はどのように認識をしておるのか、アメリカのこの財政赤字の削減の進捗度合いあるいはまた貿易赤字の縮小、一方アメリカの輸入の削減、輸出の増大ということに關しての展望などが必ずしも明らかにつかみ得ない。

確かに三月はアメリカの貿易赤字は史上二番目の低下を示した、こう言われています。しかし、識者によればこれは一時的なもので、またさぞ近いうちに増勢に転ずるなどという論評もありまして。それらは私たちが必ずしも一憂すべきことじゃないかもしれませんが、構造的にアメリカの経済の体質というものがこれからは極めて世界経済に与えるインパクトは大きいだけに注目せざるを得ない、そういうふうに思っているわけではあります。

大臣は、比較的穏当なOECDの今回の確認であり、各国も納得してくださるわけに違いないんですけれども、これからOECDのコミュニケーション、確認事項というものが果たしてどの程度それぞれで国で力強く推進されるんだろうか、両大臣はどういうふうな感触をお持ちでございますか。

○政府委員(吉田文毅君) 御指摘のとおり、現在

の世界経済につきましては、方向として大変よい方向には向かっている。しかし、世界的な不均衡問題等につきましては、いまだ多くの問題が残っているというのが大方の認識でございます。したがって、今回のOECDにおきます議論におきまして、従来から継続して行ってきたりしましたマクロ経済政策協調に加えて、各国ごとに構造調整を行い、さらにそれをOECDの場におきましてサーベイランスをしようというようにすることが議論され、合意をされた次第でございます。

具体的には、今回の会合におきまして、マクロ経済政策協調とともに経済成長と対外不均衡の是正に貢献するものとして構造調整が強く認識され、また各国ともその構造調整の今後の進展につきましまして、OECD等におきましてサーベイランスを裏打ちいたしまして、その実施を合意したわけでございます。

○国務大臣(中尾栄一君) 構造調整の問題でございますから、多少私どもの方に関連をする方が多いかなと、こう思いますので申し上げさせていただきますが、OECD閣僚理事会に對しまして経済政策委員会の方から構造政策の改革に関する報告が提出されました。この報告が歓迎されるとともに、同報告第二章で示されております優先課題を支持する旨の記述がコミュニケーションに盛り込まれた次第でございます。それとともに閣僚は、OECD事務総長に對しましてOECDにおける構造改革のサーベイランスの一層の拡充と強化を要請をした次第でございますが、具体的には、経済政策委員会あるいはまた経済開発検討委員会等における構造調整に関する検討と、関係委員会との連携を含めまして充実強化することによって推進されることになろうと考える次第でございます。

以上でございます。

○福岡知事 今サーベイランスの話が再三出ていますが、中尾長官も何か報道によりまして、世界的構造調整の期間を一九九二年までの五年間とするように御発言もなされたようにもございまして

し、田村通産大臣もサーベイランスのための四つの指標を提起されたと聞いておりますが、どのような中身でございましょうか。

○国務大臣(中尾栄一君) 一九九二年といいますが、ちょうど福岡委員も御案内のとおり、新経済計画が作成されまして、向こう五年間を私どもとしてはレビューして考えておりますので、その点で一九九二年までのサーベイランスを申し上げたと、こういうふうに御解釈願いたいと思う次第でございます。

○国務大臣(田村元君) 私は、新規産業分野などのGNPに占めるウェイト、それから産業部門間の労働移動状況、設備投資動向、輸出入動向等から各国の産業構造、貿易構造、企業戦略等の相違及び変化の方向を明らかにすることができれば有益であろうということで発言を行いました。

今後、OECDにおいてサーベイランスの拡充強化が図られることは、これは各国の構造調整の進展に大いに利するものというふうに考えております。

○福岡知事 その四つの指標は、各国もおおむね同意されたわけでございますか。今後またワーキングパーティーなどで詰めた議論でも行われるんでしょうか。

○政府委員(吉田文毅君) 御指摘のとおり、大臣の方からはこの四つの指標を例示的に示していただきまして、今後の議論を推進するに際しましてその参考として申し上げられたわけでございますが、具体的にどのような指標等を利用するかにつきましては、今後関係委員会等で議論が深められるというふうに認識をしております。

○福岡知事 次に、今回の閣僚理事会ではいわゆるNICSとの対話を促進しなかならないという観点から話し合いが行われたように聞いております。

アメリカのペーカ財務長官が、NICS諸国も政策協調に加わって責任を果たす必要があるという認識を述べたのを受けて、NICS諸国における為替レートの調整あるいは規制緩和、金融資

本市場の開放などの諸問題に対して、我が国を含めて各国はどういうふうな受けとめ反応を示したでしょうか。

○政府委員(吉田文毅君) NICS問題につきましては、NICSの経済発展を積極的に評価するというのが大方の認識でございました。これら諸国あるいは地域の経済に占めます役割が増大しております。したがって、OECD諸国といたしまして今後これら諸国あるいは地域との間で対話を深めるといふ認識の一致が見られたといふふうに考えております。

これら諸国、地域との対話をどのような形で今後進めてまいらねばならないかにつきましては、一部は為替調整あるいは貿易政策などNICS諸国との対話の対象範囲をコミュニケーションで明示することを主張したわけですが、日本からは、NICS諸国に對しては一方的に要求を押しつけるというのではなく、対話の内容につきましましては今後NICS諸国との間で詰めるべきものであるという観点から、対話の対象範囲の明示を避けるべきであるという主張をいたしました。

各国もこのような日本の考え方に理解を示しまして、穩健な対応が必要であるとしまして、結果としてコミュニケーションにおきましては対話の対象範囲を明示しないということになった次第でございます。

○國務大臣(田村元吉) 実はこのNICS問題につきましましては、主に私が発言したものですから、私からちょっと申し上げますと、この発言をいたしましたワーキンググループの前の晩の議長招待のディナーで、私は議長と隣同士になりました。あなたはNICSに對してどういふふうに考えておりますかというので、私の意見を述べましたら、それは結構なことだ、ぜひ発言してもらいたいというふうなことでございました。

要するに、対話の問題でございますけれども、一部の国からはNICSに對して相当厳しい対応が示された。私も、このNICSという、その場では四匹のトラという言葉が使われて

おりましたが、脅威ととらえるよりは世界経済への貢献、刺激という点で機会、オポチュニティーとしてこれをとらえるべきではなからうか、そしてOECDで先進国がこうと決めてNICSに押しつけるような、あるいは枠を決めて話し合うようないわゆる君臨するような、こわもてのような対応はすべきでない、かえって刺激をするといふことで強く私から申し上げたわけでございます。

そこで、NICSにつきましまして、特にアジアNICSは一人当たりの平均GDPが先進国のいまだ四分の一程度であります。それから世界貿易に占めるシェアがおのおの、二、三であります。対GDP、輸出依存度が極めて高い、平均で六〇％程度であるといふようなことから世界経済の動向の影響を敏感に受ける、下手をすれば、一部の国が言っておる通りに、途上国としての恩典といふものを外して厳しい対応をしていったならばパニック状態が起こるだろうし、そして中南米の累積債務国の二の舞をするのは必定である、しかも日本の場合には地域的にNICSの中に住んでおるようなものだから。

アメリカを例にとると、アメリカはアジアNICSのGNPの倍のGNPを示しておる中南米諸国への輸出よりもアジアNICSへの輸出の方が多いいです。だからこれを一方的に責めるよりもむしろ中南米よりむしろ一方的に責めるよりもむしろ、世界経済への大きな影響にもなる、あるいは我が国にとつてみれば構造調整というものに踏み切る一つの刺激にもなったといふいろいろな面がございます。これを機会としてとらえるべきではないか。いずれにしても先進国とNICSとの対話は弾力的に行われるべきものであり、NICSの意向は十分に尊重しながら大人の対応をすべきであるといふことを強く私は言つたんです。それに対してはヨーロッパは同調したといふようなことでございます。

○橋岡知之君 報道されているところによりまして、今の御答弁のように、我が国はむしろアメ

リカの市場とNICSの立場の間に立つて穩当な対話の促進といふことで全体の合意を取りつけることに努力が行われてそれが評価された、理解された、こういうふうに見えていいかと思うんです。ところで問題は、アメリカに對してのNICSからの集中豪雨的な輸出、と同時にまた大臣今おっしゃったように、前回、前々回の委員会でしたかな、私もアメリカのNICSに對する輸出がかなりのピッチでふえている、それだけ市場が拡大しているといふことを指摘しました。大臣もおっしゃったですね。アメリカにとつてもNICSは中南米よりも市場としては非常に有望だと、こういう指摘がされましたね。私もそういう認識なんです。したがって、相互にこれは依存関係が深まっているといふふうにも言えるわけでありまして、一方的にNICSをたたくことは当たらない。

問題は、じゃ我が国とNICSとの関係で、アメリカへの集中豪雨的な輸出を少しでもセーブするために、日本がより一層NICSから輸入を促進すべきじゃないかといふような意見は特に出ませんでしたか。

○國務大臣(田村元吉) そういう具体的な話は出ませんでした。国際会議の場という姿ではそこまでの深い話はございませんでした。

○橋岡知之君 次に、ウルグアイ・ラウンドの推進に關しましてお聞きをしたいんですが、いわゆる保護主義に對抗して自由貿易主義を維持し強化するといふことのために、欧米における反ダンピング税の賦課などに対して我が国はどのようなふうな批評をされてまいりましたでしょうか。

さらにまた農業貿易の今後の見通し、先ほどもNICSと並んで農業問題が今日米間ではもうちようちようはつしの大詰め段階を迎えています。直接担当大臣ではないんですが、経済關係としていかがお見通しでございますか。

○政府委員(吉田文毅君) それではまず、ウルグアイ・ラウンドとの関係もありますので、アンチ

ダンピング税の賦課等の問題を先にお答え申し上げたいと思います。

最近、一部の国におきまして、政府ガードの代替措置といたしましてアンチダンピング税の賦課に訴える動きがございます。これは御指摘のとおりでございます。製品がアンチダンピング税を賦課された場合、現地進出企業が本国から輸入する部品に對しまして輸入製品と同様のアンチダンピング税の賦課に訴える動きなど、当方としましては、かねてよりこれらの動きが貿易の流れを間接、直接にゆがめるものであり、投資規制的な動きと相まちまして新保護主義の台頭といふような位置づけをしなければならぬといふ問題じゃないだろうか、今後の世界経済の発展に悪影響を与えるおそれがあるといふ強い懸念を表明した次第でございます。

我が国のこのような主張は、各国の理解を得ることができまして、アンチダンピング手続等の乱用は避けるべきであるという表現が今回のコミュニケーションにも盛り込まれております。なお、農業問題につきましては、今後の問題等、私から申し上げることは御遠慮さしていただきたいと思います。OECDにおきましてどういふ議論がされたかという点についてのみ御紹介をさせていただきます。

農業問題は今回の会合の最大の争点の一つでございます。米、ECの主張を中心に議論が行われたところでございます。米国等は、十二月の中間レビューにおきまして長期的な改革に向けての大枠の合意が得られるべきであるという主張をしたところでございます。ECはより現実的な対応が必要であるといまして、この米国の主張をトーンダウンすることを要求いたしました。

結果といたしまして、コミュニケーションにおきましては農業政策の継続的改革の必要性が強調されまして、またアメリカとEC双方の折り合うところをいたしまして、他の分野と同様に農業改革を促進する長期、短期両要素を含む大枠の取り組み合意への努力がコミュニケーションに明記されることとなった

次第でございます。

○福間知之君 農業問題は、特に我が国は今アメリカとの関係では大変厳しい状況にあるわけで、事務次官レベルの会議でロンドンにおけるレーガン・竹下会談以前にも決着を図ろうということと、与党自民党も今大変汗をかいておるわけでございませうけれども、これが一つの象徴的な国際間における農業問題として、私は必ずやこれは欧州をも含めてさらに再調整へのステップを踏まなきゃならない、こういうことにならうと思うわけであります。

きょうは時間ありませんので、農業問題を深く議論もできませんが、さしあたっては、頭上に降りかかった我が国の農産物自由化問題がどうなるかというところは国民にとっても大変関心事であるし、その結果、必要な国内的施策というのがどうしても必要だろうと思っておりますので、これは閣僚の立場で善処をひとつ要望しておきたいと思うわけであります。

次に、昨今のアメリカの経済状況についての認識をお伺いすると同時に、若干の私見を申し上げたいわけでありますけれども、先ほども触れましたように、昨年のブラックマンデー以降、アメリカの製造業の分野での復権というか、回復が伝えられておるわけですが、通産当局としてはこれ一週調べてくれということをお前は事前に申しておったんですが、どの程度把握されておりますか。

○政府委員(吉田文政君) 最近の米国製造業の状況でございますが、鉱工業生産については前年を上回りますと、八七年には米国におきましては前年を上回ります三・八%のIIPの増加を示しております。また製造業部門におきまして失業率でございますが、八七年の四月の六・三%が本年の四月には五・三%へと低下を示しております。また、先ほど先生からも御指摘ありましたように、輸出も大きく増加をしております。これらの数値は、米国製造業が回復過程にあるということを示す証左であろうというふうに考えられます。

しかしながら、今後とも米国製造業が順調な成長を続けていくためには限界に近づいているといわれております設備の稼働率を考えますと、設備投資を増加させ、また供給能力を充実させていくという必要があらうかと思えます。また同時に、各企業が品質サービス等非価格面での競争力の強化に努めつつ、安くなりましたドルを利用いたしまして、なお一層の輸出拡大の努力を行うということも不可欠であるというふうに認識をしております。

○福間知之君 ところで、最近はいわゆる円高の影響もこれありまして、我が国からの進出企業がかなり積極的に活躍をしておるわけであります。それに対してアメリカの国民的な感情というものは、一口では言い切れないし、全体像をつかみ切るわけにはいかないわけでございませうけれども、部分的にはかなりシビアな受けとめ方をしているという向きもあるわけですね。

しかし一方、日本の進出企業による経営マネーメントというものは、それなりに従来のアメリカのそれとは違ってかなり成功を遂げているという事例もあり、そういう分野では高い評価も受けている、こういうふうにも思われるわけであります。

例えば、カリフォルニアのフリモント工場の成功というの見事な例でございますが、これはGMが保有していたころ、全米自動車労組、UAWでございませうが、折り合いが悪くてストライキが頻発したわけでありまして、とうとうGMはこれを閉鎖しまして、その後日本と合弁工場で出発することになりました。このUAWのかつての組合員を再雇用してはというGMの要請があり、それを受けましてトヨタは操業に踏み切りまして、ところが、同じ今までの従業員で再出発をしたわけですが、何とGM時代の生産性のほぼ二倍を達成して、しかも日本からの輸入車の品質に匹敵するような車を現地生産することに成功した、こういう事例があります。

この逆のまた事例もないことはないんです。だから、一概にどうこうということはいえませんが、

れども、要するによいものをつくるということについては働いている人たちの態度のよしあしだけじゃなくて、やっぱりすぐれてマネーシメントに問題がある。それは日本の進出企業であらうと、アメリカの現地における歴史と伝統を持った企業であらうと同じだと思うんですね。そういう点で私は、これからの日米間における製造業のあり方、これはひいては輸出競争力にもつながってくるわけであります。非常に注目していかなくちゃならない、重要視していかなくちゃならない、そういうふうにも思っておるわけであります。

かねがねアメリカは、レーガン大統領以来、むしろサービス分野のネットワーク化というものの、通信や運輸や航空機というふうな分野で力が入って、デレギュレーションも進みましたし、一定の成果が上がっているんですけども、むしろそれに対して製造業というものが衰退をしかけたというふうにも認識をしております。今アメリカが製造業に目を向けて、この復権に力を入れるということは極めて世界経済にとってもいいことだし、日本はそういう意味で、輸入を促進するということも含めて、また海外進出ということを通じて、日米関係というものを再構築していく一つのモメントにしなきゃならない、そういうふうにも感じておるわけでございませう。

経企庁長官、アメリカ等におられまして、今どういうふうにも感じておられますか。

○国務大臣(中尾栄一君) 前段、福間先生からのお言葉を賜りました。そのとおりだと私も思っております。聞いておたわけでございますが、なかなかOECDに出席をいたしました前にはアメリカに一週間おりました。そしてスプリングケル委員長並びにグリーンズパン連銀総裁等とお会いいたしました。さらに福間委員のおっしゃられるその裏づけをそのまま率直に感じ取ったような次第でございます。

米国製造業をめぐる問題の状況を見ましても、ドル安のもとで輸出増、生産増、あるいは稼働率の上昇、あるいはまた設備投資増の好循環が非常に現れまして、貿易収支も緩やかながら改善傾向にあると私も判断するわけでございませう。設備投資の増加は中長期的な国際競争力を高めまして、米国製造業は徐々に回復していくものと期待しておるものでございませう。

ただし、それがアメリカ経済の再生にとりまして完全に十分なものかということにつきましては、今後の動向をじっくり眺めていかなければならないという不安材料もないわけではないというように感じておると、こう申し上げたいと思っておる次第であります。

○福間知之君 もう少しアメリカ経済、製造業の問題は議論を続けたいんですが、時間がありません。

最後に一点だけ、いわゆる包括通商法案の件ですけれども、きょう二十四日アメリカで、もう半日もすると大統領は拒否権を発動するんじゃないかと報じられておりますが、その場合、議会の対応をどういうふうに見ておられるかが一つ。それから通商法案の中のスーパー三〇一条、東芝制裁条項等に対する我が国政府の働きかけはどういうふうに進めておいでになったでしょうか。三つ目は、この通商法案の成立がガット体制にどういう影響をもたらすとお考えでしょうか。

以上、あえて言うならば、こういうものをアメリカが仮に通過させても、私はアメリカの貿易収支の改善にそんなに役立たないと思っております。その点はどういうふうにお見通しでしょうか。以上お聞きして私の質問を終わります。

○国務大臣(田村元君) 包括貿易法案でございますが、今おっしゃいましたように、レーガン大統領の拒否権の発動が極めて近いのではなからうかというふうにも考えております。まず拒否権を発動することは間違いないだろう。上院の四月二十七日の採決結果から見まして、議院がこれをオーバライドすることは困難だということに私は思っています。しかし、何といいたしても外国のことでございませうから断言することはできませんが、今

後の議会の見通しはまだまだ不透明であるというふうにご注意深く動向を注視したいというふうに思っております。

それからスーパ一三〇一でございますけれども、政府としては包括貿易法案の中のスーパ一三〇一条等の保護主義的条項や、ココム違反に係る外国企業制裁条項が成立しないように、日米首脳会談、それから四極貿易大臣会合等の場における申し入れ、米国主要閣僚、主要議員に対する意見書の送達等によって働きかけてきたところでございます。

御承知と思いますが、過去一年、もう私はこれにかかり切ったと言っても過言ではございません。残念ながら法案は現在これらの条項が含まれたままの形で大統領に送付されておりますが、この法案に対しては大統領が先ほど申し上げたように拒否権を発動することは間違いないと考えておりますので、最終的にこの法案が成立しないように期待をいたしております。

それから現在大統領に送付されております包括貿易法案は、通商法三〇一条の改定強化、ココム違反に係る外国企業制裁条項など多くの問題条項を含んでおりますが、特に通商法三〇一条の改定強化につきましては、仮にこれが成立した場合に、ガットの手続を経ることなく、米国が一方的に對抗措置を発動する傾向を助長する。これが引き金になって世界貿易が縮小均衡に向かうおそれがあるということで、自由かつ無差別な多角的な貿易体制のもとで貿易の拡大を図るというガットの精神に反するものというふうに考えまして、政府としてしましても強い懸念を抱いておりますのでございます。

○福間知之君 終わります。

○青木新次君 私は、五月四日から五月十二日まで、ソ連のゴルバチョフ書記長の招待を受けて、日本社会党の土井委員長とともにソビエトを訪問いたしました。日ソ両国における当面する重要問題の協議を行ってまいりました。その中で、課題の一つとして経済交流の問題がございました。

ゴルバチョフ政権になってから、八六年経済の順調な滑り出しを受けて、八七年計画でも第十二次五カ年計画どおりの目標が打ち出されまして、生産国民所得の伸びは四・一％、前年の投資の影響を受けて八七年計画は四ないし六％増まで伸び率を示しました。機械工業は最重視されて伸びまして、前年に対して七・三％増という高い目標を立てられておりますけれども、農業では、穀物生産は二億三千二百万トンで、八七年は年初から一連の経済改革が実施に移されておまして、企業の自主権強化の諸施策が全工業の分野に適用されているのであります。第二に、石油価格など七つの工業分野を中心に徹底した独立採算制へと移行いたしました。労働者の賃金体系に能力給が初めて導入されるというような特徴的な点が変わってきているということが特筆大書されると思っております。

この経済の分野におけるペレストロイカといいますが、これは内外に相当な反響を見ているわけでありまして、日本政府として経済の分野におけるペレストロイカについてどういふ感触を持っているのかお答えをいただきたいと思っております。

○説明員(茂田宏君) お答えいたします。ゴルバチョフ書記長が政権をとりまして以降、ソ連ではペレストロイカという路線が推進されている。このペレストロイカ路線ですけれども、このペレストロイカ路線の中心というのは、いわばソ連の経済を立て直す、そのことを通じて、再び経済面でも社会面でもまた軍事面でも強いソ連をつくるということを目的としているというふうに考えております。ペレストロイカの路線が従来のソ連で行われてきた経済改革と違う点がありまして、これは経済面だけの改革を進めていたのでは、そういう目的が達成されないということで、現在の書記長の行っています改革は経済から社会面それから政治面というところに広がりを持つてきているというところだと思っております。

それで、経済面に関して中心課題とい

いますのは、従来の行政的な経済運営方法、いわゆる行政機関の命令によって経済を運営していくという方法から、より経済的な刺激、経済的な手法というものを入れた経済運営をしていくということだと思っております。これが先生御指摘ありました独立採算制、それからいろいろな省庁の統廃合というようなところに出てきております。

それから、機械工業に先生から言及がありましたが、経済発展を促進していく上で科学技術革新、技術革新が非常に重要であるという観点から、機械工業の振興というものに大変な熱意を燃やしているということでございます。

ペレストロイカ路線が始まった後の経済実績ですけれども、八六年には四・一％の成長を国民所得で確保してあるということです。ただ八七年度におきましては、実績としては二・三％の成長にとどまっております。ゴルバチョフ書記長は二〇〇〇年までの所得の倍増ということを目標として掲げておまして、これは年率平均四・八％の成長を必要とするということでございます。したがって、八六年、八七年の実績を見る限りにおいては、この二〇〇〇年までの所得倍増という目標の達成というものは、今なお容易ならざる点があるというように我々は見ております。

○政府委員(吉田文毅君) ゴルバチョフ政権が御指摘のように中長期的な観点からペレストロイカを推進しております。それによりまして市場メカニズムの導入あるいは外国経済との関係改善というような点に重点を置きながら施策を推進しているというふうに認識をしております。

現時点におきまして、ペレストロイカの全体的な成果を評価するというのはまだ時期尚早であらうというふうに考えますが、中長期的には、このような改革を通じてソ連経済の改善が期待されるというふうに考えております。

○青木新次君 これは経済におけるペレストロイカでありまして、今外務省と通産省から答弁を聞いたわけでありまして、一つの市場メカニ

ズムを導入する、それから欧米経済、いわゆる自由主義経済との立場というものについてどういふように整合性を持たしていくか、あるいはまたこの合併法によるところの合併企業のあり方、あるいはまたその中におけるいろいろな細かな、例えばもう一つの合併における送金方法とかあるいはまた出資の比率とか、あるいはまた資材機材を導入する場合における税関その他の取り扱い、あるいはまたその雇用の面における労務管理その他の関係、労働条件全般の問題、日本人の技術者の現地におけるいろいろな待遇の問題における措置、いろいろな関係についてまだ相当詰めるなければならない問題が多かろうと思っております。

私の地元静岡県は家具のメッカであります。家具工場等も多々ありますが、したがって製材工場等が相当多いわけでありまして、ここは南方材を相当導入をいたしております。また、榎原委員も紙パルプの出身でありますけれども、私のところは富士市を中心といたしまして製紙関係の産業が盛んなところであります。今日、もはや製紙関係の原料と言われるチップは一〇〇％外国から入っている、こういうことになっているわけでありまして、そこで例えば、シベリア、沿海州等においては少なくともチップの生産工場といったようなものが合併企業として具体的に今話し合いが進んでいるという段階にあると思うのであります。このペレストロイカ路線における経済の改革、新しい発想によるところの新しい行動、新しい計画というような問題について、日本の通産省としてこの問題に対してどういふような基本的な構えでいるのか伺いたいと思っております。

○政府委員(吉田文毅君) 先ほどお答え申し上げましたように、基本的にはソ連経済は、マーケットメカニズム的な要素をその経済体制の中に導入を図り、あわせて外国経済との関係の改善を図るという中長期的な路線に踏み込んできたというふうな認識を持っているわけでございます。

日ソ経済関係につきましては、一時日本の対ソ輸出、これはソ連側におきまして石油の値段が下が

ったことにより、外資の不足の問題、あるいはペレストロイカ体制への移行に伴いまして向こうの関税行政機関の機構改革等が行われまして、貿易を実務的に推進する体制に若干問題が生じたというふうなことから、日本の対ソ輸出がやや鎮静化したような事態もあつたわけでございますが、ことしに入りましてから日本の対ソ輸出の伸長も見られますし、またソ連から日本への輸入につきましてはここ数年順調に拡大をしております。

また、先生御指摘の合併法、これは昨年の一月に制定をされた新たな法律でございますが、合併法に基づきまして既に日本とソ連との間におきましても一部合併企業の設立が見られております。

このように日ソ経済関係、先生御指摘のような合併に伴います事業活動につきましては、なおいろいろ問題はございますが、ソ連側も関係改善を望んでいるということもございまして、今後ソ連の経済が対世界経済との関係におきまして健全な姿で発展を遂げ、我が国との間におきましてもその拡大が健全な状態で図られるということを私も期待をしております次第でございます。

○青木新次君 田村大臣にお伺いしたいと思っております。このところ貿易摩擦の問題がこじれてきて、先ほどもスーパー三〇一条問題も出たわけでありまして、少し日本の貿易がアメリカを初めとして二、三カ国に一極集中し過ぎていてという点は指摘できるところであります。これを多角的に、世界の各地に向かつてや

はり貿易を拡大していくことが必要だ。もちろん今も局長の答弁にありましたように、ソ連側の外貨不足、貿易システムの変更とか、いろいろな問題における混乱というのは幾らかあつたと思ふんです。それから日本側の対ソ資源導入への関心が非常に低下しておつたという点とか、今福岡委員が言いました東芝機械のココム違反事件というふうなものもいろいろな要素を加えたと思ふんですが、日ソ間の駐在員相互追放なんというエキサイトした部分もございました。

そういうような中で、今まで日本の工業製品を

輸出する、資源の輸入というこのワンパターンの日ソ貿易というものは限界に来ていんじゃないかということも考えられますので、そういう点から考えて、いわゆるアメリカは今日、昨年は三八%で、三三・五%ぐらいですか、ことしは若干減つて三五・六%というところだと思ふんでありますけれども、この中でやっぱり貿易の相手手を相当拡大していくという立場に立つて考える時期に来ているし、産業界もそれを望んでいるというふうに考えますので、そういう点について大臣の御答弁をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(田村元君) 日米関係というのはいろいろな面で切つても切れない関係にあることは事実でございますし、またこの関係は大切にしなければならぬと思ひます。しかしながら、日本の輸出の対米依存度が一昨年で三八・五%、といえは約四割であります。それに比べて、同じ黒字国であります西ドイツはおおむね一〇%であります。でございますから、どうしても日本の場合、アメリカに対して、やはり貿易摩擦の種になるような問題もあつて、また時には先方もいろいろ方法を講じて防衛をするでしようけれども、日本も時に強いことが言えない場合もあり得る。つまり売り手という弱みもあるということは事実でございます。

ドイツの場合は、何といひましてもECという巨大なマーケットの中にみずからが生活しておるんでございましてこれは幸甚な話でございますけれども、ですから、アメリカに対しては言ひたいほうだいでございまして、日本の場合には残念ながら一番近い最大のマーケットといえはやっぱりアメリカということになります。でございますから当然、一極集中から多極分散といえは大きくなりますけれども、徐々に日本の貿易の方向というものを全世界に向けていかなきゃならぬし、とりわけアジアに眼を開いていかなきゃならぬことは当然でございます。

そういうことで、私はニューAIDプランを提

唱したわけでございますが、ただアジアを対象として日本の貿易のシェアを広げたいというだけでは私は足りないと思ふんです。かつての大東亜共栄圏的な構想を持った大東亜でございまして、アジアの特にASEANあるいは中国等から見ても、まず日本が魅力あるマーケットになるというふうなことも考えるべきでありましようし、そしてECに対してもどんどんダイバージョンでない正当な拡大均衡の貿易を展開していく必要があろうかと思ひます。

いずれにいたしましても、そういうことも考えながら、なおかついかにして日本が貿易を拡大均衡の姿で均衡せしめるかということが必要でございます。今後の大きな日本の貿易という点の課題になつていかうかと思つております。

○青木新次君 アメリカとの間における四〇%近い貿易をひっくり返してなんというふうなことはできるものじゃないし、また今日日本の産業界にとつても大変なことでありまして、今大臣のおっしゃつたように徐々にそういった相手手を拡大するというのは正しいと思ひます。

ただ、日ソ貿易というものが停滞きみであるのに対して、西欧諸国は物すごい熱心なんです。私ももの行つているときにもアメリカの財界三百人がモスクワを訪問いたしました。そうしていろいろ問題で経済関係の議論をしておつた。こういうことだけでも、ゴルバチョフ自身が言っているんです、世界でもって百何カ国ツールカーで話ができるようになった、日本だけどうして凍結状態にいらんだと。それはもういろいろな問題があることはわかつていのでありますけれども、INFの全廃とかあるいはまた今度はヨーロッパのいわゆる戦略核の半減とか、アジアにおけるINFをどうするか、洋上核をどうするかといったような問題に議論が集まつているときに、片方の西欧諸国の中における貿易の拡大というのについては本

当に一生懸命やっています。コメコンというでかいビルがありまして、そのビルの中に西欧諸国が商談にどんどん行つていっているというふうなことも聞いて

ておりました。

私たちは、かつての漁業大臣で日本と交渉いたしましたカメンツェフという、副総理ですか、副首相というんですか、この人とも会談をいたしました。しかし実際問題といたしまして、私たちはいろいろ現実的な議論をしてきたわけでありますけれども、何としても今日こういった雪解けの状態というものを今度は逆手にとつて物を売りつけていくというふうなことに付いて、ゴルバチョフ政権の経済改革に呼応するように東西の緊張緩和の兆しが芽生えているだけに、欧米諸国とのこの経済拡大の努力というものを私たちはやはり見習つて、そしてこの問題で日ソ間だけが全然凍結状態にある、向こうが言っているんですから、そういうことのないようにしていかんやならぬというふうに思ふのでありますけれども、この点についてどう考えますか、外務省。

○説明員(茂田宏君) お答えいたします。

書記長が土井委員長に日ソ関係は凍結されているというお話をしたというのが報じられておりますけれども、我々は日ソ間の実務関係に關しては、凍結ではなくこれは進展しているというふう

に考えております。米ソ間の貿易額というのはせいぜい十八億ドルとか二十億ドルとかそういうレベルですけれども、日ソ間の貿易は大体五十億ドルでございます。したがって、米ソの貿易に比べて日ソの貿易が占めていっているというのは、数字上もそういうことはあります。

それから、制度上、米国はソ連に対して最恵国待遇を供与していない。ソ連に対して米国は公的信用供与を供与していない。これに對しまして日本は、例外はありますけれども、最恵国待遇を供与しておりますし、公的信用についてもそれなりの措置をしておりますことでもあります。したがって、八六年に關して言いますと、西側の國のうちで西独が一番、フィンランドが二番、それから日本が三番、日、伊、仏というのはときどき順序が入れ変わつておりますけれども、それほど

おくられているわけではありません。したがって、日ソ関係というのはそういう状況にあるということでもあります。

日ソ間の実務関係について若干言いますと、昨年の六月には第二回政府間の貿易経済協議が開始されておる。この十一月には第十一回日ソ経済委員会合同会議というのが開始されておる。それから、科学技術交流、文化交流についてもいろいろな措置が進められております。したがって、我々の認識は少し異なるということでございます。

ただ、日ソ間には御存じのとおり北方領土問題というものがあつて、そういう問題を解決して、この日ソ間に長期的な安定した関係をつくるというのを政府の基本方針にしております。その枠内で、ただ、経済の関係を互恵平等というラインで進めてきたし、これからは進めていくという方針でございます。

○青木新次君 ゴルバチョフの見解と相反するようないふことで討論するようないふことは別に私は考えていないし、また、向こうの言うことを請け負つて別に言つてゐるわけでもないんで、そんなにあなたも力まなくてもいいと思ふんであります。

ただ、私も、五六年の鳩山・ブルガーニン会談でちゃんと前進するように、これでいけば領土問題だって解決するはずじゃないか、もっとも貿易拡大ができるはずじゃないか、いろんな友好の積み重ねができるはずじゃないかということと言つたんですよ。何回もそういう取引を言つております。

しかしながら、その中で向こうの言つてゐるのは、百何カ国と友好がどんどん進んでゐるんだ、日本だけ、それは北方領土の問題があるでしよう。しかし、北方領土の問題でも、ただ反ソ宣伝の道具にするようなやり方というものが非常に多い。この点ははっきり言えるということ、これはいろんなところで聞きました。それは私ももうそういう点もあると思つてゐるんです。しかし、そのことを今我々が荒立てて物事を言うというよ

りも、日本国民の気持ち、日本国の固有の領土である北方領土という問題について、我々は駐ソ日本大使館によくやつてくれましたといつて褒められたんだから、それくらい実はこの問題では議論を飛ばしてきつた。

しかし、よく俗に言うように、北風と太陽という言葉がある。マントを脱がせるために、ひとつこれでもかこれでもかといつて冷たい風を送る。しかし、ますますマントは締めてしまふ。それよりも暖かい太陽を当ててやれば自然と旅人はマントを脱いでしまふであらうということ、これは後で質問したいと思つてゐるわけでありまして、けれども、環日本海閣僚会議の設置ということになります。

社会党の土井委員長が帰つてきて竹下総理大臣にあひさつをしたときにこの問題を言つたら、それは大賛成だ。ただ、政経不可分、政経不可分ということだけにとらわれてゐると、やはりその問題については大変な難しい問題も出てくるんじゃないだろうかといふように考えますので、その点について、ひとつ環日本海閣僚会議の設置の提案についてソ連は、ウラジオストクをいづゆる自由区とする、解放区とするといふようなことも言つたし、だんだんとそういう中で昔から沿海州貿易といふものもどんどん盛んになつてきたし、やつてきたし、あるいは新潟県や北海道等もやはりこの沿海州貿易の中に相当積極的な意欲といふものもあるわけでありまして。

したがつて、アメリカやソ連や日本や朝鮮や中国といふようなものを入れた中で、ソ連の対外経済外交の問題と符合したとして、これらの問題について閣僚会議を設置するといふような構想について田村大臣いかがですか。

○田村大臣(田村元吉) これは、単に経済だけで割り切つて取り組むことはなかなか難しい面がございます。環日本海の閣僚会議ということになりますと、当然日本、ソ連、中国、それに朝鮮半島の四国ということになりましようから、これはまあなかなかちよつと政治的な問題、政治的な色彩

が極めて強まるものと思ひます。

でございますから、私が今ここで単に主観的な、あるいは私自身の思ひつきで御答弁を申し上げるよりも、後日外務大臣等から、しかも外務大臣に十分考へる時間を与えておいて、その上で答弁をお求めいただくのが一番適切ではなからうか、このように考へます。もっとも、私が入閣以前にはそういうことに熱心ではございましてけれども。

○青木新次君 ただいろいろと私どもは言つたんです。例えば中国の鄧小平さんも言つてゐると。ソビエトはモンゴルの近辺における大軍を引き揚げる、あるいはまたアフガニスタンからすぐ撤兵しろ、あるいはまたベトナムを応援してゐるじゃないか、ベトナムはカンボジアに進駐してゐるじゃないか。この問題についてひとつベトナムを応援しないで、カンボジアから引き揚げるという国連決議を我々は支持する立場であるといふようなものなことを言つたわけでありまして。

それら自分の国で解決する問題、例えばモンゴル周辺からの撤退とか、あるいはまたアフガンからの撤退とかといふ問題については、これはさほどの問題じゃない。今日の問題といふのは軍縮の問題である、世界に平和をもたらす問題であるといふようなことから、ただベトナムの問題は、これはソ連がベトナムからすぐ撤退しろといふことを命令づけられる問題でもない。昔はフランスもベトナムに影響を与えた、だがうまくいかなかつた。アメリカさんもベトナムに対してはいろんな影響を与えたけれども、これもうまくいかなかつた。今度はソ連がやれと言つてもなかなかうまくいかないんだと、こういう平たい言葉も交わしたわけでありまして。

いづれにしても今日の状態といふものは、アメリカとソ連がやはり核軍縮等をめぐりあるいはまた東西の交流をめぐつて、南北の交流をめぐつて相当な意見の一致といふものを見つつかつてゐる現状、新聞でレーガン大統領がソ連のゴルバチョフを絶対信頼するといふことまで言つてゐる現状

については、いろいろとあるでありましようけれども、少なくとも単なる雪解けとだけは解することではできないような状態になつてきてゐる。

ソ連のゴルバチョフも我々に言つたことは、これはイデオロギーの差異とか立場の相違とか、いろんな国内の事情とかといふ問題で議論をしていく段階ではない、我々はやっぱりその辺で相当な虚心坦懐にやつていくべきときに来たと思つてゐる。そういう意味で、イギリスのサッチャー首相にしても、ドイツのコール首相にしても、フランスのミッテラン大統領にしても、やはり考え方のものについては、その一点についてはいろいろ了解し合つて話し合つてゐるんだと、したがつて、このことに経済交流も伴つていくということ、世界の各地でやはり幸せになつていく。

ソ連もまだまだ問題が多い。例えば、資材その他の原料の節約問題等についても、こんなことではまだだだだめだといふような問題や、相当な働く意欲といふものをもつと労働者に与えなやかいかぬとか、虚心坦懐に科学アカデミーの経済研究所長等ともいろんな議論をしてまいつたわけでありまして、そういう中において社会主義計画経済、片や自由経済、自由経済といふまじいわけゆる管理型の経済になつてきてゐるわけですね。例えば、自動車は二百万台以上売つちやいけないとか、やれ半導体はどうであるとか、いろんな問題が出てきてゐる。

そういう中で、大臣も先ほど申されたように、いわゆる保護主義的な傾向といふものも出てきてゐるという中において、いろんな経済体制の変化といふものをお互いに努力し合つて、雪解けの方向にその方面から行くべき時期に來てゐるんじゃないだろうかといふことを私たちは考へたわけでありましようけれども、そういう点についてはまた日本の商社が、あるいはまた企業がシベリアの現地の開発のために、あるいはまた現地の事情を視察するために、シベリアとかサハリンへ行つて、そして日本の技術と日本の努力によつて開発

し、そしてまた相互の貿易というものを拡大していくというところについてやっていたくないと、気がついたところをみながら欧米に取られてしまつたということにならぬように体制を強化し、政府としてもこの問題については相当最大な関心を払つて、そういう問題については日本の企業や日本の文化とか、そういう問題については相当便宜を供与するということが必要ではないだろうかというように考へてゐるわけでありますが、この点はいかがですか。

○国務大臣(田村元吉) 私は、日ソ貿易がどんなふうなことを非常に結構なことだと思つておられます。また事実、日ソ経済関係というものは政府間、それから民間というところで、割合に最近うまうまといつておるようでございます。政府ペースでは日ソ政府間貿易協定の場において、また民間ペースでは日ソ経済合同委員会の場合で意見交換や交流の促進が図られております。でございまして、今後ともこのような努力を通じて多面的な日ソ経済関係の進展に努めてまいる所存でございます。

また、経済関係の拡大の具体策といたしましては、昨年六月の日ソ政府間貿易協定、それから本年一月の日ソ経済合同委員会におきまして、ソ連側より訪ソ経済ミッション派遣の要請がございました。このミッションの派遣は日ソ経済関係の今後の発展にとって有意義と考へられますので、民間ペースの検討を踏まえまして通産省としても前向きに検討することといたしております。いづれにいたしましても、共産圏との貿易というのは多分に政治が絡む場合がございまして、それとも、いわゆる純粋な経済交流、貿易の拡大ということとは非常に結構なこととございまして、私どもも今後その拡大に努力をいたしていく所存でございます。

○青木新次君 最後に、これらの関係について、今大臣のおっしゃったように、お互いにやっぱりそういう意味での信頼感というものがなければなかなか貿易なんて発展するものじゃないと思ふん

です。

例えば、日本の企業が合併をやる。その場合に、例えば引き揚げてくる場合に、それじゃその後の資産はどうなるのかといった問題に至るまで、私の知っているところは随分中国へ行つています。私も中国へ行つて、そして現地の政府が関与いたしました合併企業をやっておりますが、非常にスムーズにいっているというふうなことが見えるし、私はやはり合併の関係というのはむしろ共産圏の中で日ソの方がおつてゐると実は思つてゐるわけでありまして。

それらの関係についてひとつ、そういう友好をだんだんと積み重ねていく中において、北方領土問題を解決していくという相関関係にあるということをおのづから考へていくべきであると思つております。その意味で、日ソ関係の経済交流、文化交流もそうでありまされるけれども、そういうことで積み重ねていくということも、私は初めてソ連へ行つたわけでありまされるけれども、考へて帰つてきたわけでありまして。

その点をひとつ要望いたしまして、答弁は要りません、これでもって私の質問を終わります。

○委員長(大木浩君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(大木浩君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○山崎一人君 久しぶりに貴重な時間をいただきましたので、これから石油の問題、それからテク

ノポリスに關係した問題、今度国会で成立した頭腦立法に關係する問題、この問題について時間の許す限り質問をしたいと思ひます。

前回、アラスカの石油の問題で質問をしましたら、大体私の質問の要旨に資源エネルギー庁の方でも賛成の御答弁がございました。

申し上げるまでもなく、我が国にとつては石油は産業の資源としてもエネルギー源としても現在においては最も大事な問題でございまして、また我が国が外国との間の貿易関係、特にアメリカとの間の貿易の不均衡を来した原因も、日本がどうしても石油を輸入しなきゃならないというふうな立場にあるために輸出を積極的に行わなきゃならぬということに原因があるわけでございますが、その結果、アメリカに対して大変な日本が黒字になつて、日本たたくと言われるような状況に今あることは御承知のとおりでございます。

そんな状況下でもございまして、何とかアメリカに対する貿易収支の改善策としても、また日本が今の大事な石油をいわゆるペルシャ湾岸諸国、イラン、イラクというふうな戦争をしてゐる地域の大変危険なところから運んでこなきゃならぬ、大部分を運んでこなきゃならぬというふうな現状。もともと以前からこの地域はもう戦火の原因の地域で非常に難しい地域でございまして、アメリカから何とか石油を輸入することによつて日米貿易のアンバランスも改善できないものだろうかということがかねてからの考へてございまして。

そこで、アラスカ原油についてはいろいろ規制がございまして、輸出が禁止されてゐることはよく承知をいたしております。しかし、最近アラスカの石油パイプラインを使つて輸送してきた原油を精製した石油とか製品については多少緩和の方角というか、聞くところによると、アメリカのレーガン大統領は日本に対して輸出をすることは賛成である、しかし議会筋は反対であるというふうなことが言われておりますが、これら最近のアラスカの石油あるいは石油製品について、現状はどういうふうになつてゐるのかひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(浜岡平一君) 御指摘のように、アラスカの石油が日本へ輸出されるようになります

と、日米間の相互安全保障という観点からも、また貿易不均衡是正という観点からも非常に有意義なわけでございます。

アラスカ原油の大宗をなしておりますノースロープ原油でございまして、これは先生御指摘のとおりアメリカの法律で輸出が禁止になつております。日米間でエネルギーワーキンググループが設けられておまして、かねてからこの問題を議論いたしております。米国防政府は、これは輸出を解禁することに賛成という姿勢は基本的に維持し続けているわけでございますけれども、残念ながら米国会ではこれを真剣に検討するという状況にはなつておらないわけでございます。

一つは、やはり輸入原油に大きく依存をいたしております東部の諸州におきまして、やはり原油を輸出することは心配だというふうな考へ方が根強く存在をいたしております。それからもう一つは、アラスカの原油は小型のタンカーを使ひましてパナマ運河を通りまして、いわゆるガルフで精製をされてゐるわけでございますが、この原油が大量に輸出されるようになりますと、このタンカーの持ち主でございまして、あるいはそのタンカーで働いてゐる労働者が非常に悪影響を受けるということ、非常に強く反対をいたしております、残念ながらまだこれをクリアできるに至つておりません。

ただ、パイプラインの通つておりません太平洋岸のクックインレットというところで産出をいたします原油につきましまして、行政措置で一部輸出が解禁になつておりますが、量といたしましては六千バレル・パー・デーでございまして、三、四十万トンタンカー年間一隻というふうな量でございまして、これはどうも今のところともかく糸口ができてゐるというふうな状況でございまして。

他方、製品でございまして、これは現在原則的には自由ということになつておりますが、太平洋岸に余り製油所がございせんので、製品輸出というものは多くを期待できないわけでございます。ただ、最近太平洋岸に新しく製油所を建て

ように動きがあるわけでございすけれども、これをめぐりまして実は今話題の包括通商法案の中に関係事項が設けられております。原油の輸出を抑えるという考え方の延長線上にあるわけでございすけれども、新しい製油所の能力の五〇％または七万バレル・パー・デーを超えて輸出をしないという条件が設けられております。これにつきましては、一時削除するということもございすけれども、最終的にはその規定が残ったままで大統領のもとに法案が送付されているという状況でございまして、今のところ大きな進展は見られないという状況でございすけれども、私も少しは、日米エネルギーワーキンググループ等を通じて引き続き積極的に米側にも働きかけを続けてまいりたいと考えております。

○向山一人君 今お答えのあったような状況のようでございすけれども、五月十二日の日本経済新聞に、アラスカのLPGの輸入が検討されるというようにございすけれども、時間があるかどうかは申し上げませんが、一九九三年から年三百万トン」というような記事で、この輸入に対しては、もちろん民間ですが、三菱商事と日石ガスが輸入をしていく、通産省も積極的に支援する方針だということが新聞の記事に出ておりましたが、新聞の記事にあるような実情でしょうか。○政府委員(浜岡平一君) ただいまの問題は、ノーススロープの天然ガスに關係する問題でございす。

非常に大量の天然ガスが埋蔵されているわけでございすけれども、これにつきましては、まずLNGの形で日本へ、あるいはアジアへ輸出できないかということがかねがね検討されてきたわけでございす。しかし、LNGという形になりますと、約千三百キロのパイプラインを引きまして、大規模な投資を行いますので、供給量も年間千四百萬トンという量になってしまふわけでございまして、日本の市場の大きさに比べてもマッチしないというふうなことでございす。

採算がとれないという状況になっております。そこで、いわばその代案というふうな形で浮上しておりますのがただいま先生が御指摘になりました案でございす。

天然ガスの中にLPG留分というのが含まれているわけでございすけれども、このLPG留分だけを引き出して、既に存在しております石油のパイプラインで太平洋岸に送り出すという考え方でございす。これで投資額はそう大きくないでございす。それで十分採算に乗るのではないかというふうなことで、おっしゃる通りに、米側で年間三百万トンというふうな構想がございまして、日本の關係業界に対する打診が続けられているという状況でございす。

私も御承知のとおり、LNGにつきましてもはサウジアラビア一國だけで五〇％、中東に七五％を依存しているという状況でございすので、供給源の多様化ということがかねがね望まれているわけでもございすので、非常に強い関心を持ちましてその成り行きを見守っているという状況でございす。

○向山一人君 最近のアメリカの国会の情勢も、上下両院協議会の包括貿易法案に対する状況等を見ても賛否両論、もちろん数は違いますが、私も、両院に分かれておりますし、最近多少緩和の方向にも来ているようにも思いますが、これは急にできることばかりではないでございす。どうしても長くもつと積極的に、アメリカから日本に余りにも細かいつつ非常に強いらる要求を出してきています。日本の方から、日本はもう石油資源が豊富でございす、だからアラスカの石油もあなたの方には積極的にひとつ日本に輸出してもらいたいということを継続的に、やはりこれ息長く継続して運動していかないと実現できないと思ふのでございす。

ソ連のチュメニの油田を先方が協力してくれと言え、日本の財界はかつて随分足を運んで積極的にやっていたわけですが、そんなことを思えばもつともつと僕はこの問題の方がやりようによっては

簡単だと思ふんです。そして、日米間のともかく友好状態が相当促進されると思うので、もつと積極的に日本の方からアメリカに対して日本の実情を知っていただいて、先方に協力してもらおう。

ましてやアラスカから上院議員がお二人出ているようですが、そういう方々等に対しては、もちろん我々国会においても、議員間においても、もつと働きかける必要があるように思ひますけれども、いざいざにしてもこういう重大な問題を解決するために息長く、火のついた牛肉、オレンジ問題もさることながら、もつと本心に精出してこういう重要問題をロングランで解決していくということをしていただきたと、これはもう時間がありませんので要望だけしておきます。

次に、いわゆるテクノポリス法についてお尋ねをいたします。

五十八年にテクノポリス法が成立して、今日までの程度の地域を指定しているのか簡単に年次別に、五十八年に法制定をしてから何年に何カ所、何年に何カ所、あるいはまた今後何カ所か要請があれば指定するかどうか、こんな点をちょっと一括して答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(安藤隆二君) それでは先生の御質問に沿って申し上げますと、五十八年の四月に高度技術工業集積地域開発促進法、いわゆるテクノポリス法が成立して以来、順次開発計画の承認をしてきたわけでございす。

まず初年度の、法律のできた五十八年度におきましては、これは五十九年の三月になります。まず九地域でございす。これが第一次の承認でございす。それから逐次、五十九年度六地域、六十年三地域、六十一年二地域、六十二年四地域、そして本年に入つて一地域、合計二十五地域の承認を行ったところでございす。

今後につきましては、この法律の建前から申しますと、都道府県の方から申請があって、主務大臣が法律に従つて厳正に審査して、要件が整えば承認するということにはなっておりますが、今までのいろいろな状況等を総合的に判断しますと、

これからその数が大幅にふえるということはないのではないかと、いふように私も見ております。

○向山一人君 今のは工業再配置の關係とテクノポリスと両方ですか。

○政府委員(安藤隆二君) 今はテクノポリス地域、テクノポリス法について申し上げました。工業再配置促進法の方は、実はそういう地域指定はやっておりますので、広く全国の誘導地域と申しますか、そういうところに対して工場ができれば行くいろいろな諸施策をとっております。これは現在もう十年以上やっておりますので、今後とも一層充実させていきたいというふうに考えております。

○向山一人君 そこで、これは実際の地域を見ると相当広範囲のそれぞれ地域を、二十五カ所今指定しているわけですが、一番最初から指定された地域がこの目的を、いわゆるその地域の高度技術の集積化を図つて、そしてその地域の活性化を図り、地域の住民の経済的な発展を図るというふうな目的を果すために、通産省だけでなく、主務大臣として建設大臣、農林水産大臣あるいは国土庁長官等と相談をして進めるわけですが、現実には道路問題などがその目的を達成するための大きな重要問題なんです、工業用水の問題もありますけれども。

そうした通産省の所管以外の行政が非常に大きなウェイトを占めているわけですが、その辺は、通産省といわゆる主務大臣とはそれぞれ連携は十分とれて進めているんでしょうか。

○政府委員(安藤隆二君) これは四大大臣が主務大臣になってございまして、通産省以外は、建設省、国土庁、それから農水省でございす。今御指摘のとおり、このテクノポリス計画というのは高度技術に立脚した工業開発を軸にした産業住一体の町づくり、地域づくりでございすので通産省だけということではなくて、そういう建設省、国土庁、農水省の協力を得てやっております。これは密接に四者一体となって相談をして進めてお

ります。
○向山一人君　そこで、大体何年頃ぐらいにこれを完成しようというお見込みでいるか、また、最初に指定された地域が大体通産で計画しているような形で進行しているかどうか、簡単に結構ですからちょっと御答弁を願います。

○政府委員(安楽隆二君)　この点につきましては、産学住一体となった町づくりでございまして、相当の期間がかかるわけでございまして、テクノポリス構想自体は、二十一世紀を展望してやうていくという大きな考えになっております。

ただ、具体的に計画を出していただいてやうていくという形の、当面のいわば目標年次といったしましてはもう少し細かく切っておりまして、六十五年以前に承認された二十地域については六十五年度、それから六十二年以降に承認した五地域は七十年度が当面の目標年次でございまして、これは当面でございまして、実はこの開発計画のもとになる開発構想というものがございましては基礎固め期、あるいは成長期、成熟期といったように分けて、二〇〇〇年ぐらいのころを段階的に展望した構想もつくっていただいております、そういう長期的な構想のもとに逐次進めるという形になっております。

○向山一人君　例えば道路については、テクノポリス地域について、年々予算を組むときに、この地域はテクノポリス地域だから優先的にひとつ予算をふやすようにということを実際やっておりますか。

○政府委員(安楽隆二君)　これは主務大臣の一人である建設省の関係になるわけでございまして、建設省が全体の計画の中でこのテクノポリス法に基づいて、テクノポリス計画が円滑に推進するよう計画の中で配慮していくということになっておりまして、そのような形で行われているというふうに私どもは考えております。

○向山一人君　全般的に見ると、テクノポリス法は、従来の日本の産業が輸出型中心の産業で非常

に経済成長を遂げてきたものを、さらに伸ばすような形の上でできているような感じを持つていますね。

そこで、今度成立したいわゆる頭脳立地法の方はソフト面を中心にして、また地域を決めてやうていくわけですが、これは、実際問題としては一体化していくことが必要な面も相当多いと思うんですが、通産省の方では、テクノポリス地域の中でも必要があれば頭脳立地法の方も適用するんだという考え方だ、来答えがありました、が、そういう必要も相当あると思うし、新しくソフト面、頭脳面のこの法律に基づく、ほとんどこれは法文を見れば、片一方がハードで片一方がソフトというふうな関係で、これは一体化していく方がいような感じを受けるわけです。

しかし、テクノポリス地域に入っていないところでは新しい頭脳立地法に基づいていく方がいとも思いますが、そんな点については大体何カ所ぐらい、もちろんこれは各県から要望があつて、皆さんの方では検討を加えて決めていくわけでしょうが、大体何カ所ぐらいを予定しているんでしょうか、お答えを願いたいと思ひます。

○政府委員(安楽隆二君)　法律を成立させていたしまして、これから省令とか指針とかという準備をして進めていくわけでございまして、一応私どもは、都道府県の方から集積促進計画というものが出たところを判断して、計画の熟度とか、あるいはその法律の要件等に適合しているかどうか、そういうことで順次承認しているわけでございまして、率直に申しまして、今何カ所ということをお知らせはしていません。

ただ、一応来年度予算も関係いたしますので、その予算面におきましては、六十三年度については業務用地というのを三地域分と、それから中核的な施設をつくるということになっております、これについては五施設分一応確保されているということでございます。

○向山一人君　テクノポリスの地域でも実際進め

てみると同じだし、今度の頭脳立地法も、恐らく実施してみると、やっぱり今御答弁の中にもありました産学官が一体になってこれは進めなきやなかかな実現できない問題で、この地域の中に工業系の大学がなかったり、いわゆる産学官一体でいきたいけれども学がないという面が非常に多いわけで、そういうところへは、本当は工業系の学校とかをつくってほしい。

今度の頭脳立地法でいくと、当然これは情報関係の学科とかコンピュータ関係、ソフト関係の学の方の関係、そういう関係を積極的にその地域には入れてもらいたいと思つておりますし、また、ちょうど今四全総の中のいわゆる多極分散型を政府は進めようということですから、こうした地域には国の研究所を初めとして、いろいろ法律に基づいたソフト面の施設を考えて進んでもらいたいと思ひますけれども、通産のお考えを承りたいと思ひます。

○政府委員(安楽隆二君)　今先生の御指摘のとおりでございます、この法律ですべてができていくふうには思つておりませんが、頭脳集積をするために、一つは民間の頭脳部分を集めるということである、一つは民間の頭脳部分を意図してありますが、同時に、国も中核的な施設をつくりまして、例えば中核的な研究開発施設とかあるいは人材育成施設とか、そういうものをつくりまして、民間のいろいろな施設を呼び込んでいくという形で、民間と、あるいはその中間的なものといったものが一体となってそういう頭脳集積づくりをしていきたいというのがこの法律の考えでございます。

○向山一人君　このテクノポリスの場合もそうですけれども、通産の方では学官関係については文部省の方に対して、テクノポリス地域に対しては産学官一体がどこでも問題になっているわけですが、そういう点について、こうした指定した地域については学官関係をぜひひとつ進めてもらいたいというふうなことで、本当は主務大臣の中へ文部大臣を入れてもらうぐらいのことを私どもは

お願いしたいけれども、それについてのお考えをお願いいたします。

○政府委員(安楽隆二君)　テクノポリス地域は産学住でございまして、特にその中で、地域産業の技術の高度化のために産学官の交流ということに非常に重視しております、既に年間二百件近い交流あるいは共同研究の案件が出てきておりますが、このために、私どもは地域の、特に大学との、あるいは公設試験研究機関と産業との連携ということにいろいろやっております。

御指摘のように、文部省に対しまして、このテクノポリス法の運用に当たりましていろいろ御支援を賜るべく連絡とか御相談に乗っていただいております、今後の頭脳立地法におきましても同様な方向の考えでございまして、文部省等の協力も得まして広い観点から地域づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○向山一人君　時間がありませんが、頭脳立地法の関係でございしますが、この方は、今のところ何カ所というふうなことも決まっていなくて、非常にあつた田舎の状況、経済構造がずつと変わってきて、輸出産業から内需型の産業に日本の産業が切りかえをしなきゃならないということとで今行われているわけですね。

そこで、前のテクノポリス法案というのは、どつちから従来、輸出を中心に日本の産業が非常に急速に成長してきた中の延長線、今度は内需型に産業の転換が行われて新しい時代に入った形の中でとられた産業だ。本来なら、これは当然テクノポリスの中へ一掃に入れて、ハードとソフトと一体になっていけばうまいような感じがしますけれども、しかし、ソフト面を重点に考えていくことも非常に重要だと思つておりますが、この新しい法律が実施されれば、新しい時代はやっぱり新しいこの法律の方へ、魅力を持ってこちらへ重点が置かれるようなことになりはしないかという心配がありますけれども、その点についてのお

考えをお願いいたします。

○政府委員(安楽隆二君) テクノポリス法もこの頭脳立地法も日本の産業構造の将来の方向に適應すべく政策を考へてゐるわけですが、今後の産業構造の将来方向につきましても、一つはサービス産業等の第三次産業のウエートがふえるというところもございしますが、もう一つ、製造業につきましても、特に研究開発や情報等のソフトが集約したような製造業が発展する。それからまた、製造業の中の直接生産部門とソフトの部門と比べますと、またソフトの部門が発展すると、こういうことでございまして、産業の頭脳部分、一言で言へば頭脳部分、ソフト部分が重要になる産業構造でソフトを育てていくというのが頭脳立地法でございしますが、しかしテクノポリスにつきましても、高度技術工業というのは、工業の中でも最もソフトというか頭脳を使う部分でございまして、両方とも日本産業の構造の高度化の大きな流れの方向に向かつて、双方ともそれに適應し、またそれを推し進めていく役割を果たしていくのじゃないかというふうに考へております。

○向山一人君 時間が参りましたから、以上で終わります。

○伏見康治君 年をとりますと同じことを何度も聞くことになりまして、通産大臣にはお気の毒ですが、また秘密特許の問題に関連していろいろお伺いいたしておきたいと思ひます。

いまだに国会議員一年生でございまして、初步のことがわかりませんので少し教えていただきたくてございしますが、ある法律なりあるいは準法的なもの、国会にかけるべきであるものなのか、それとも国会の承認を経ないでお役所がいわば勝手にやってもいいものであるのかという、そのけじめというものが私にはよくわからないわけです。

今具体的な問題として申し上げお聞きしたいのは、MDA協定というのがございまして、その第四条を具体化するということの内容だと思ひますが、それが一九五六年に協定が結ばれておりま

す。この協定は国会の承認を経ておられるわけですから。

ところが、関係は極めて似たようなものだと思うんでございしますが、対米武器供与に関する取り決めというのが、これは国会の承認を経たりません。それから最近では、SDIに関する協定が結ばれておりますが、これも国会承認を経ないでよろしいんだというふうなお話でございしたんですが、どういふものが国会承認を経なければならぬし、どういふものがしなくてよろしいのかという、そのけじめをひとつ教えていただきたいんでございしますが。

○政府委員(大出峻郎君) 国会の議を経なければならぬというふうな観点からの御質問でございしますが、ただいまは条約に関連してのお話と思ひますが、憲法第七十三号三三という規定があるわけでありまして、そこに言うところの条約といふのは、単に条約といふ名称を有するもののみを指すわけではございませんけれども、他方、すべての国際約束、広い意味での条約のすべてがこの七十三号三三に言う条約に当たるわけではないというふうな考えられるわけでありまして、憲法第七十三号三三という規定がございまして、そこでは内閣の事務といたしまして、「外交関係を処理すること。」を掲げてゐるところから見ましても、外交関係の処理の一環として一定の範囲の国際約束といふものが行政府限りで決定し得るものであると、こういうふうな考へておるわけであり

ます。そこで、それではいかなる範囲の国際約束が国会の承認を要する条約に当たるのかということについて申し上げますと、一つは、国会の立法権に制約を課する内容、すなわち法律事項を含む国際約束、そういうものがございします。それから二つ目には、国会の議決を経た予算または法律で認められていない財政支出義務を含む国際約束、そういうものがございします。これらは憲法第四十一条、これは国会は唯一の立法機関であるということとを定めた規定でありますが、四十一条または第

八十五条、この規定は国費の支出なりあるいは国の債務負担は国会の議決に基づくことを要するということとを定めた規定でございしますが、この第八十五条の規定による国会の権能を制約するものでございしますから、先ほど申し上げました二つのグループのものは当然国会の承認を要するということとなるわけでありまして。

また、これらの事項を含みませんが、三つ目といたしまして、我が国と相手方との間、あるいは国家間一般の基本的な関係を法的に規定をする、こういう意味におきまして、政治的に重要な国際約束であつて、それゆゑに発効のための批准が要件とされてゐるような国際約束といふものがございします。こういうものも国際約束に拘束される旨の国家の最高意思表示の形式たる批准を要求しているものでございしますから、我が国憲法上、国権の最高機関たる国会の承認を要することにございまして、そういう条約にふさわしい内容のものでございまして、国会の承認を経るべきであるというふうに従来考へてきておるわけでありまして。

これらのいづれにも該当しない国際約束は、既存の条約の実施なりあるいは細目に関する取り決めであるかを問はず、憲法第七十三号三三に言う外交関係の処理の一環としまして、行政府限りで処理し得るものというふうな理解をいたしておるわけにございします。

○伏見康治君 国会にかけるべきかかけなくてもいいかという判断の基準を示されたと思ひますが、そのどの基準を拝見いたしましたも、必ずしも自動的に、だれが見てもすぐ、これはこの条件にひつかかるか、具体的な案件が出ましたときにすぐ、ひつかかるものであるとあるいはひつかからないものであるとあるという判断が必ずしもすぐ下せるような基準ではないと思ひます。したがつて、通産省なら通産省のような行政省庁が御自分のお考えで、これは国会にかけなくてもよろしいんだという判断をなさったんだけれども、法制局の立場から言つてそれはかけるべきであるというふうなことがあり得ると思ひますが、い

かがですか。

○政府委員(大出峻郎君) ただいまのお話は、各省におきまして、例えば条約に関連して申し上げますと、外務省が中心になるかと思ひますが、外務省の方の御判断でこれは国会の承認を経る必要のある条約である、こういうふうにお考えになりました場合には、当然その内容につきまして私ども内閣法制局の方に審査の請求が参るわけでありまして、その内容につきましてもいろいろ審査をいたしまして、果たして国会の承認を要するということになりますれば、閣議決定を経まして国会に条約の承認を求める旨の提案をいたす、こういうことになるわけでありまして。

ところで、ある場合におきましては、必ずしもこれは、必ずしもといひますが、国会の承認を経る必要がないということについていろいろ疑義のある場合がございします。そういうような場合におきましては、もちろん外務省の方から私ども法制局の方にいろいろ御相談が参ります。そして、私どもの方の審査によりましてそれが国会の承認を要するということになりますれば、これは当然のことながら内閣の閣議決定を経まして国会に提出をするということになるわけでありまして。

しかし、日常いろいろ外交関係で処理をされておりますものの中に、これはもう疑問の余地なく国会の承認を経る、先ほど申し上げましたような基準の面から見まして問題がないというふうなものにつきましても、必ずしも私どもの方には御相談がない場合もあるというところはもちろんあり得るわけでありまして。

以上でございします。

○伏見康治君 それでは伺ひますが、一番初めに申し上げましたMDAに関連してと思ひますが、五六年の協定、それから対米武器供与取り決め、SDI、この三件というのは外務省から一々法制局に御相談があつてその処置をお決めになつたんでしょか。

○政府委員(大出峻郎君) 一九五六年、昭和三十

一年のMDAの關係の協定、こういうお話でございましたが、これは国会の承認を経て成立している条約でありますし、その議定書もまた不可分一体のものとして当時処理をされたと思ひます。したがひまして、当時内閣法制局の方にも御相談があり、したがひて閣議決定を経て国会に提出をして承認を求めたというふうに承知をいたしております。

○伏見康治君 まだ二つあるんですが、対米武器供与というやつとSDI、それはどういうふうな処理されたんでしょうか。

○説明員(岡本行夫君) 対米武器技術供与取り決めの及びSDI参加取り決めの、いずれも行政府限りの権能の中で締結することができると判断されました。いづゆる行政取り決めでございます。

この両件については、閣議に対してその署名のための決定を求めております。したがひまして、政府全体としてもちろん法制局も御参加していただいた場での決定でございます。

○伏見康治君 それで法制局に伺いたいのは、殊に例えれば近ごろのものと申すと、SDIというのはどういふ判断のもとに国会承認を経なくていいと思ひになったか。

○説明員(岡本行夫君) SDI参加取り決めの国会にお諮りいたしませんでしたのは、その中に書かれております内容がいずれも既存の国内法の範囲の中で処理し得ることである、また自動的に財政的な支出を必要ならしめるものでもない等の理由によりまして、先ほど法制局の方から御答弁がございました三つの基準のいずれにも合致しないと判断されたからであります。

○伏見康治君 SDIについてもいろいろ聞きたいんですが、今当面私が一番問題にしているのは秘密特許を導入する話なんですが、これの方は国会承認事項なんですか、そうでないんですか。どうなんですか。

○説明員(岡本行夫君) 根っここの五六年協定は、先ほど御説明ございましたように、当然国会の承認を求めたわけでございます。これは特許法や

財政法の原則の例外を定める等、いわゆる法律事項を含んだものと判断されたからであります。そして、その国会の御承認を得ました五六年協定のもとで、今回その具体的な実施に關する手続の細則を、これは政府限りで判断したわけでございまして、これは五六年協定の授權の範囲内であり、現在の法制制度のもとで行政府が授權された範囲内で処理し得るといふ判断に基づいてのことでございます。

○伏見康治君 また法制局に伺いたいんですが、特許法の二十六条に、条約が変れば変わる条約を優先させて何か変えるという話があるんだそうなんですが、それと憲法の九十八条、条約の遵守というものは何か重複しているような感じがするんですが、特許法の中にわざわざ二十六条という条約優先項目が入っているのは何か特別な理由があるんですか。あらゆる法律がみんなそうだろうと思ふんですが、憲法に書いてある以上。

○政府委員(大出峻郎君) まず条約と国内法との關係一般について若干申し上げさせていただきます。と申します。

条約に国内法としての効力をそのまま認めるか、あるいは別に国内法を制定いたしまして国内法化するかにつきましては、国によってそれぞれ異なる取り扱いがなされているというふうに承知をいたしておりますが、我が国におきましては、一貫して、これは憲法第七十一条に公布の規定がございまして、条約は公布されることによりまして国内法としての効力を有するものと考えられておるわけであります。

このことは、憲法第七十三条の第三号、先ほど申し上げました三号の規定により、条約の締結については国会の承認を要するというふうになされておることが一つ。また、憲法第九十八第二項により、「日本国が締結した条約」は、「これを誠実に遵守することを必要とする。」というふうになされておることにより、条約の内容として含まれる法規範に對する国家意思というものは確定をいた

しておるわけであります。改めて同一内容の国内法を制定する必要は一般にはないというふうに考えられるからであります。

もつとも条約の中には、その規定のしりからいたしまして直ちに国内法の規範として機能できるようなそういう内容になっていないものもありますので、そのような場合にはその条約は別に国内法による補足が必要である場合もございまして、現にそのような国内法が制定されているという例もございまして。

次にもう一つ、条約と国内法との關連について申し上げさせていただきます。申しますのは、国内法の効力を有するものとされました。そういう条約と法律との形式的効力の優劣、どちらがまさるかという点につきましては、憲法がその第九十八条第二項において特に条約の遵守義務を定めているという趣旨から見まして、法律よりも条約の方がまさるといふふうに解されておるわけであります。

そこで、御指摘の特許法第二十六条でございしますが、これは「特許に關し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。」というふうに規定をいたしておるわけであります。これは条約と法律とのいづれに優先を認めるかの議論の余地が、そういう論議が起らないようなという配慮、そういう考へ方で条約に別段の定めがあるときは条約が優先するということをここでは確定的に明らかにした、そういう規定であらうというふうに理解をいたしております。

このような立法の例といたしましては、例えば郵便法などにもそういう規定が見られるところでございまして。

○伏見康治君 今の特許法二十六条なんですが、これは別に条約は、多国間の条約、つまり世界のどこへ持っていくても通用するといったような意味の条約の場合を想定しているわけではないんですか、二国間条約でなくて。

○政府委員(大出峻郎君) ただいまの御質問は、第九十八条第二項の規定というものが多国間の条

約だけを想定をしておるという御趣旨かと思ひますが、それはそうではございませんで、二国間の条約も含めて九十八条の二項が規定をいたしておるといふふうに理解をいたしております。

○伏見康治君 二国間といたしますと、特許法の制度なんというのはヨーロッパとアメリカでは大変違ふと思ふんですね。アメリカとの間に条約を結んだ場合と、ヨーロッパのドイツならドイツと条約を結んだ場合と違ふという場合があり得ますね。そうするとどういふことになるんですか。

○政府委員(大出峻郎君) 特許制度の実態、中身につきましては私も承知をいたしております。けれども、ただいまのお話でございまして、申します、我が国と例えればドイツとの間である特許に關する条約が結ばれたというようなことで、その結ばれた条約の内容といふものが我が国の特許法の規定との關係でいろいろ細かい点で矛盾が出てくる、矛盾といひますか、違つた取り決めがなされておるといふようなことになりまして、特許法の各規定に對しましてその規定と抵触をする部分の条約、これが優先的に働くということになるわけであります。先ほどの特許法二十六条といふのは、そういうような場合条約が優先するんですよという趣旨のことを確定的に明らかにしている規定だといふふうに思ひます。

○伏見康治君 いや、今伺つたのは、西ドイツと条約を結んで、またアメリカとも条約を結んで、その内容が違つていたら困ることになりませんかということなんです。

○政府委員(大出峻郎君) 先生がただいま御提起されましたようなケースというものは、具体的にちよつと私も想定しにくいわけでありますけれども、もし我が国と締結した条約といふものが、一つは我が国と西ドイツとの間で結ばれた条約、そしてもう一つは我が国とアメリカ合衆国との間で結ばれた条約、そしてその内容において違つた内容が決められておるといふようなことになりまして、恐らくそういうケースにつきましては日本国とアメリカとの關係、日本国と西ドイツ

との関係というよりな形で取り決めがなされるわけでありまして、適用の場面というものがそれぞれ違うのではないかと。つまり、条約を含めまして法の適用領域というものがそれぞれ違うというふうになるのではないかと、そういう感じがいたしております。

○伏見康治君 それで、アメリカとドイツとが違ふ場合の一番いい例は、先願主義というのと先願主義との差だと思ふんですが、アメリカとのおつき合いがだんだん強くなつてくるようなのでアメリカの先願主義というものを日本に持ち込まれた、日本もそうせよという御要求があつてそれを例えれば半ば取り入れたというふうなことにしたとしますね。そうすると、ドイツとは昔からうまくいつてたのがドイツとのぐあいが悪くなつてくるといふようなことが起こり得ると思ふんですが、そういう場合のいわば整合性というものは一体だれが責任を持つてやるんですか。

○政府委員(小川邦夫君) 整合性の法制的位置づけの問題は法制局のお答えする部分かと思ひますが、今おっしゃいました、例えばの事例という御趣旨ではございまして、先願主義と先願主義の問題につきましては、現在私もアメリカ、ヨーロッパ、日本の間で話し合つておりますのは、むしろアメリカが先願主義を先願主義に改めることによつてヨーロッパ、日本という世界で最も普遍的な先願主義の方に合致するということを議論しようじゃないかというの、こういうことを議論しようというのをいまだいておる場とは全く違つた場、つまり日米欧の特許関係者の協議の場で議論をしておるところでございまして、そういうところで先願主義と先願主義の制度の矛盾を日本が抱え込んでしまふというところは実際には考えにくいことかと存じます。

○伏見康治君 今のは余り例がよくなかったかと思ひますが、それから私の聞いた趣旨は原理的な質問をしたのであつて、具体的なお話ではなかつたんです。

それではもう少し具体的なお話を伺ひますが、

アメリカとの交渉の結果、特許法の中に秘密特許の制度というものが部分的に入つてくることになりましたね。元来、日本の特許制度というのは戦後日本の平和憲法の精神を全面的に入れて、完全なる公開の精神にのつた特許法をおつくりになつた。特許法の精神はそもそも公開するところにあるわけですから、技術の内容を公開しながら、なおかつその発明者の権利を保護するためのものではないかと。

公開するといふ要素が欠けてしまふと特許法の精神がいわば台無しになるわけですが、そこに軍事上の理由から秘密にしたいといふ要求があつて、妥協の産物として秘密特許制度がアメリカでは採用されたんだといふふうに私は了解しておるわけです。日本は別にそういう軍事的要求が強くないわけですから、完全なる公開の精神でまことに理想的な特許法であつたと思ふんですが、それが近ごろ軍事大国アメリカのいろいろな強い圧力のもとに、恐らく特許庁の方々は嫌なだつたと思ふんですが、部分的にせよ秘密特許の方法を入れなければならなくなつてきたといふのが実情だろつと思ふんです。

そこで、私もそういう実情を無視するわけではないんですが、それを取り入れたことによつて起る弊害といふものもあるとすれば、それは事前にできるだけ排除しておかなければならぬと思ふのですから、アメリカの国防省が日本でもまだ秘密特許にしておけといふことを持ち込んでこられた場合の処理の仕方といふものは、いわばそういうものを秘密にするといふ要求も何もかもアメリカさんの方の判定に基づくんではないかと、日本政府はいわば関与してないわけだと思ふんです。その点をまず確かめておきましよう。

今度の協定、特許なるものを入れたときには、日本の特許庁といふものはその中身が何であるかといふことを吟味してから受け取るものなんですか。それとも完全なるブラックボックスで、ただ

表面に国防省の判こを押してあつて、それから日付が押してあるものをただ受け取るだけなんですか、どうなんですか、その事実をちよつと。

○政府委員(小川邦夫君) 御質問の趣旨いふん意味が含まれるかと思ひますが、まずアメリカで秘密指令がかつた出願、それがどういつたものが日本に提供されるかといふのは、これは防衛目的から国防当局同士でその技術内容が渡される。その渡される限りは国防当局限りの問題でございしますが、先生御指摘のお話は、むしろそれが協定出願として出願された場合に特許庁としてどうなのか、見るのか見ないのか。

この点は、まず見るか見ないか、最終的には秘密が解除されたときには当然実質審査をいたしまして特許性を判断して、最終的には特許を与えるかどうかを決めるということでございますが、秘密が解除されませんうちは協定出願の受理だけをいたしまして、実質審査はしないで秘密解除までの間凍結をする、こういう扱いになつております。

○伏見康治君 協定出願の方はそういうことで話が割合にすつきりしてゐると思ふんですが、もう一つ準協定出願といふのがあるように伺つてゐるわけですが、これの方は、アメリカ国防総省がいきなり何かやつてくることではなくして、日本側で何かをおやりになるというふうにしてゐるんですが、まずこれの話を内容をひとつ説明していただいて、その上でまた御質問したいと思ひます。

○政府委員(小川邦夫君) 御指摘の準協定出願は、議定書第三項(ハ)に該当する部分のことでございます。その内容は、アメリカからの協定出願の対象になつております発明の内容を受け取つた防衛庁の關係職員とか、あるいは防衛庁から、例えばライセンス生産のような關係にあるためにその協定出願の発明内容を見てもらつた企業とか、こういった協定出願の中身を知つた方々がそれをもとにした改良発明のようなものを提出したといふときは、その出願の中身がもと協定出願の内容を明らかにするものについて準協定出願

としてこの条約に基づいて処理することになつております。

○伏見康治君 よくわからないところがあるんですが、結局、そういう準協定出願なるものを特許庁の方が受け取る判断をするのは、特許庁の方がいわば最終判断するのか、それとも防衛庁の方が判断するのかという点を伺ひたいんですが。

○政府委員(小川邦夫君) 準協定出願であるか否かの判断につきましては、実際の運用に当たつては必要なる協力は防衛庁から得ますけれども、判断はあくまで特許庁が責任を持つて行ふことといたしております。

○伏見康治君 それで何うんですが、防衛庁がとにかくイニシアチブはおとりになる、最終判断は特許庁がおとりになるという、そのイニシアチブの中に、日本の過去の太平洋戦争をやつていたころの秘密特許制度の事例なんかを見ますといふと、随分噴き出したくなるような発明が堂々と秘密特許になつてゐるんですが、何かそれと似たようなことがまた起るのではなからうかという感じを非常に強く受けるんですが、その点はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(小川邦夫君) 準協定出願の判断に当たつていろいろ防衛庁の御協力をいただく場合に、あくまで信頼を前提にしての協力でなければ協力関係はうまく成り立たないといふことでございますから、御指摘のような、歯どめがないので必ずしも防衛庁の判断を信頼できないといふことを前提にはしてございまして、しかしながら、私どもの判断の仕組みとしまして、通常の場合には防衛庁でチェック、確認をしていただいたものが準協定出願提出書といふものに表示されておりますので、それをもつて確認をすることで処理いたしますが、ただ内容に疑義がある、特に必要があると思はれるときは、そういう通常の流れで処理をしないで、特に中身について見て判断して処理するといふ体制を整えております。

○伏見康治君 今、協定出願並びに準協定出願のお話の中身の方に入り過ぎちゃつたんですが、実

は、こういうふうな秘密特許の制度を今まで秘密でなかった日本の特許制度の中に入れ込むということ、僕は特許法の一大変革だと思ふんです。意味が随分変わってくると思ふんです。その大変革をやりながら国会の審議を十分に経なくていいということはどうもないように思ふんです。法制局はどうお思いになりますか。

○政府委員(大出峻郎君) ただいまのお話のもとになっておりますいわゆる一九五六年協定あるいはその議定書、こういうものは当時国会の承認を得た条約ということであるわけでありまして、そこで、ただいまの一定の場合には秘密取り扱いをすることということが条約の内容として決められておるわけでありまして、しかも、この内容といひますのは、国権の最高機関である国会において承認されたものであるということが一つ、それと同時に一つは、先ほど申し上げましたように、条約と法律との形式的効力においては条約の方が優先をするという、そういうこととあわせて、ただいまのようなものは国会の承認に基づいて内容が部分的に変更されることになる、こういうことであらうかと思ひます。

○伏見康治君 その経過の中で国会承認を得たという事は事実なんだけれども、結局、具体的な形になったとき、つまり、例えば準協定といったようなお話はごく最近の話だと思ふんですが、そういうお話は議論されてないと思ひますが、あるいはどこかでされたんでしょうか。

○説明員(岡本行夫君) 先ほど来御説明申し上げております五六年協定の議定書の中身ですが、準協定出願についても言及がございまして、それは議定書の三項のところでございまして、「協定出願以外の特許出願又は」云々、「翌日以後

に日本国でされたものが、出願公告されることにより」ということで出願公告をしない説明がまず前段にございまして、その後続けまして、「ただし、その特許出願又は実用新案登録出願の対象たる発明又は実用新案が、特許又は登録を受けようべきものであり、かつ、当該協定出願の対象たる発明又は実用新案と関係なくされたものである場合は、この限りでない」、この後段がいわゆる独立発明についての出願でございまして、分離解釈上この項の前段は準協定出願に言及しているものといふのが私どもの解釈でございまして。

○伏見康治君 ちょっと質問の仕方を間違つたようです。五六年というのは随分いわば大昔だと思ふんですが、つまり五六年のときにいろいろなことを決めたといふのは、いわばお蔵に入つていたんじゃないかと思ふんですが、それが近ごろ急に問題になり出したといふのはどういふことなんでしょうか。

○説明員(岡本行夫君) 五六年協定を締結して以来、我が国にはこの内容を実施するべき義務があつたわけにございまして。

ただ、長い経緯がございましてけれども、その実施のための手続規則といふものは最近まで整備されてこなかったわけにございまして。それはそのときどきの担当者たちの対応ぶり等いろいろございまして、基本的には日米間の技術にはまだ相当の格差がありまして、米國として、我が國に対してこの制度を直ちに実施させて知的所有権の保護に万全を期すという必要性がそれほど切迫に感じられてこなかったからではないかと推察されます。これが最近の我が國の目覚ましい技術水準の上昇によりまして、米國といたしましては早急にこの協定の実施的な実施が必要になつたものと理解しております。

○伏見康治君 今のような御説明だと、つまり五六年の協定のときには、実はこういう具体的なことまで話が進むといふことを日本側も予期していなかったと言ふべきではないかと思ふんですが、けれども、国会審議にかつたときも、恐らくそういう

うことが現実問題になるような情勢ではなかったといふふうに判断されるわけですね。

今説明されたように、それが日本の技術能力が急にふえてきて、アメリカがそのことを無視できなくなつたといふ現情勢が初めてこの協定出願なり準協定出願なりを必要とするこゝになつた、時代的な変化といふものがそこにあつたと思ふんです。つまり、そもそものこの協定をつつたときにはそういう情勢になつたからこそ、国会も恐らく余り吟味しないで通しちゃつたと思ふんですが、新しい情勢の中で本当に問題になるという段階での議論はしなくていいものなんですか。

○説明員(岡本行夫君) 今回実施に移しましたのは、五六年協定の第三条及びそれを受けましての議定書そのものでございまして。手続規則は、私どもからの御説明を聞いていただければわかります。つまり、この五六年協定の実施に当たつて通告手続を定めたといふごく技術的なことだけを日米間で今回合意したものでございまして。

あくまでも五六年協定を日米間で締結したときにすでに実施されるべきものであつた内容を、技術的に今日整備したということにございまして、その必要性は、五六年協定のとときは原理上変わつていなかったものと存じます。

○伏見康治君 今の御議論は原理上の話であつて、実際の日本とアメリカとの国情といふものを基礎にしたお話ではないと思ふんです。つまり、前には抽象的にそういうことをお決めになつたわけなんです、現段階では抽象的に決めたものが実際に上物を言い始めた時代ですね。ですから、実際上問題になり始めたところで実は国会の議論を必要とするのではないかという意味のことを申し上げておるわけなんです。

ところで、予定の時間が大分迫つてまいりました。SDIについてちょっと最後に伺います。先日五月の半ばの日経新聞によりますと、SDIに参加する方があらわれたというお話で、それで再びSDIのことを思い出したんですけれども、前内閣時代、前総理大臣のころには、SDI

というのは武器に関する研究ではない、基礎研究だといふふうに専ら伺わされておりました。それが、SDIの協定といつたようなものが全部武器に関連する法律の枠内で取り扱われているといふのは、これは解釈の違いが起つてゐるわけなんですか。

○説明員(岡本行夫君) 御指摘のとおり、MDA協定は、防衛分野におきます日米間の相互協力について規定したものでございまして。SDIは、要素的に考えますと、汎用技術のものあれば武器技術のものもあると思ふわけでございまして、その武器技術の移転、SDI研究計画のもとで我が國から米國に対して提供される技術が武器技術に該当するような場合には、この移転に際しましてMDA協定を使用する、このようなことで、昨年のSDI参加協定の中におきまして、適当な場合には米國との間のMDA協定に依拠するものとするといふ文言を挿入したものでございまして。

○伏見康治君 同じく日経の五月十五日の記事によりますと、これは三菱重工のような民間企業だけが直接参加するものであつて、政府機関は研究に参加しないといふふうに書いてありますが、これは事実ですか。

○説明員(岡本行夫君) 私どもその新聞報道は拝見いたしましたけれども、政府としてSDI研究計画に対する態度は、従来から御説明してきており、変わつてございせん。つまり、米國から我が國政府に対してSDI研究に対する協力要請がなされた場合には、特定の研究活動を我が國の政府関係機関が行うかどうか、これは、この要請が行われた段階で要請の内容やそれぞれの機関の設置目的等を勘案しまして判断することになるというものでございまして。

今日まで米國から我が國政府関係機関に対するSDIプロジェクトに対する参加の要請といふものはセツトしておらないわけでございまして。

○伏見康治君 私の理解では、SDIというのは結局民間の企業とアメリカの国防総省とが勝手に契約するものであつて、日本政府は内容にタッチ

しないんだというような説明も伺ったように思うんですが、だからこそ三菱と国防総省とが何かやっているといるんだというふうには僕は理解していませんが、そうではないんですか。

○説明員(岡本行夫君) S D I 参加の現実的な姿といたしましては、我が国の企業が中心になるものと私も心得ておりますけれども、政府関係機関の対応ぶりというものは、先ほども申し上げましたように、個々具体的な米側の S D I プロジェクトへの参加要請に応じまして、その都度判断していくということでございます。政府関係機関が全く関与しない、参加しないといった決定があらかじめあるわけではございません。

○伏見康治君 大臣にちょっと意見をお聞きしたいんですが、軍事大国アメリカと平和国家日本との間で行き方が違うものですか、田村大臣もいろんな面で随分苦労をなされている。コムのときなんか本当に御苦労なさったと思って、よくやっていただいたと思つてゐるわけです。

とにかく軍事大国と平和大国とがおつき合をするんですから、いろいろ難しいことが出てくることは当然ですが、田村さんにこの際、日本は平和国家としての立場をあくまでも失わない、貿易は自由であるべきだと考えるという信念をひとつ伺つておきたいと思ふんです。

○國務大臣(田村元君) アメリカだけではないんですが、いろいろな外国というところは言えるかもしれませんが、我が国、私をも含む我が国の国民と防衛問題についてやはり非常な意識のギャップがございます。どちらが正しいかはとにかくとして、それだけに実際やりにくい問題が多々ございます。

しかしながら、日本は従来平和国家として四十年を上回る歴史を重ねてまいりましたし、そして立派に自由主義、民主主義、そして平和主義というものが定着をいたしておりますし、そういうお国ぶりであるということを踏まえて、今後諸外国とりわけアメリカとの間で、難しい問題はもちろんなあることは相当なものでございますけれども、それをうまくさばきながらこれからおつき合いを願つていくということであらうと思ひます。現在でもとにかくそれはやっておるんでございますから、これから我が国のその衝に当たる人々が国民の理解を得ながら努力をすれば必ずできるといふように考えております。

○伏見康治君 ありがとうございます。

○市川正一君 田村通産大臣は政界きつての映画通とされ、現に、超党派の映画議員連盟の会長であります。また先日、その映画関連主催の「敦煌」試写会であいさつをなさいました際に、映画問題は実は通産省の所管事項であるといふようにも述べられました。

そこで本日は、日本映画及び映画産業の振興対策について伺ひたいと思ひます。

日本映画の衰退を憂へる声が久しいんでありますが、昨年の秋の第二回東京国際映画祭でも心ある良心的な日本映画はどこへ行つてしまつたのかという言葉を聞きました。まことに心の痛むところでありませう。一部にはテレビに観客をとられたという意見もありますが、私はこれは必ずしも問題を正しく把握していない皮相な見解と言わざるを得ません。例えば、通産省の外郭団体である余暇開発センターの「レジャー白書」を拜見いたしますと、映画を劇場で鑑賞したいという人は三〇%を大きく超えております。現にまたいい映画を上映している映画館は、個々の作品はあえて挙げませんが、満員になっております。

○國務大臣(田村元君) 映画産業は、昭和三十年

代半ばに映画館の数と入場者数でピークを記録しました。その後は大幅に減少して、また若干低迷状態にございます。昭和三十五年度には映画館の数が七千四百五十七ございました。それが六十二年度ではわずか二千五十三になってしまいました。まことに悲しいことであります。

その原因としましては、以前は国民の余暇、娯楽の種類が少なく、映画がその主流であったのに対して、最近では旅行、スポーツ、外食等々多様化してまいりましたし、また余暇、娯楽などに占めます映画の地位が低下したことは残念ながら率直に言つて事実だと思ひます。またテレビ、ビデオの発達や普及によりまして、映像の分野においても他のメディアとの競争が厳しい状況になつておるといふこともまた事実であらうと思ひます。

しかしながら、何といつても最大の原因といふのは、映画館に足を運ぼうという意欲のわき出にくるような名作といふものが、いい映画がだんだん少なくなつてきたといふことがやはり最大の原因かなといふふうに思ひます。

ただ、だからといひまして、映画というのはあらゆる階層の人々が見るのでございますから、その好みといふものはさまざまであります。例えば、非常に科学的な映画を好む人があるかもしれない、あるいはまた静かな映画を好む人もあるかもしれない、またにぎやかな音楽の入つた映画を好む人もあるかもしれない。それはさまざまだと思ひます。しかし、少なくとも一つに集約して言へば、人々の心を打つ映画であれば必ず人々の足はそちらへ向くと私は思ふんです。

そういう点で、映画関係者に責任があるといふのも気の毒な話でございますけれども、やはり娯楽の種類が大変多くなつた、広くなつたといふことで映画が苦しくなつて、そのため映画界に焦りがあつたんではないのか。だからいい映画もできたけれども、とんでもない映画もできたといふことも言えると思ひますし、それから政府に責任といつても、そういうふうな決めつけるのも気の毒かもしれないけれども、映画に關係のあるお

役人のみでなく、お役人自体に映画を愛してもらいたいなと、そういう気持ちを持つてもらいたいなと、さすればおのづからまた政策もそのような方向へ向かうであらう。過去に責任があつたと、現在に責任があるとは思ひませんが、私はそういうふうな好きになつてもらつたらさういふ方向へ行つてくれるであらうといふふうに考えております。

○市川正一君 それでは具体的に、いい映画をつくるという振興対策として質問を進めたいのでありますが、文化庁に伺ひます。

映画に対する助成策であります。防衛費は毎年大幅に増額される一方、文化関係の予算は逆に毎年減額されております。こうした場合文化庁がとつてゐる映画振興の助成策は、いただいた資料によりますと、優秀映画の促進一億三千六百万円、東京フィルムセンター運営等二億五千万円、その他民間芸術等振興補助金、芸術祭等七百万円、合計四億四千万円ということになっておりますが、間違ひございませんか。

○説明員(逸見博君) お答えいたします。

今先生にお示しをいたしました資料、これは主なものをお渡ししておるところでございます。映画の振興のためにはまだまだその他、ただ予算的にはそれほど多くはございませんが、事項としては優秀な映画をつくるための施策は種々講じてございます。

○市川正一君 要するに総額わずかに四億四千万円という予算規模の問題だと思ふんです。私は P 3 C 対潜哨戒機が一機九十八億円もする、それをこつと九機購入する。あえてこういふ比較をいたしますのは、平和国家、文化国家、こううたつてゐるわけでありませうから、そこをやつぱりあいまいにすることはできぬと思ふんです。

そこで伺ひたいのは、社会主義国はもちろん欧米諸国でも映画に多面的かつ相当額の助成をしております。経済大国を誇る日本がもっと映画への助成を増額、充実してしかるべきだと思ふんですが、文化庁いかがでしょうか。

○説明員(遠見博昌君) 答えたいします。

予算的な面での充実、これも当然でございますが、そういうことと同時に優秀な映画をつくれる素地をもう少ししっかりとしたものに見直していく必要がある。そういったことで、現在文化庁には映画芸術の振興に関する懇談会、こういったものを設けておりまして、鋭意検討中でございます。間もなく中間報告が出るところでございますが、そういったものを受けまして総合的にひとつ立て直しを図ってまいりたい、かように考えているところでございます。必ずしも予算だけの問題ではない、こう考えておるところであります。

○市川正一君 そんなあなたも観念論言うてもあかへんがな。

実は、きょうは大崎長官に出てもう一つもりだつたんです。長官は、トキー時代からの名画をほとんど見て無類の映画好き、こうマスコミは報じ、映画の再生を公約しておられる。だからどういう手を打つかというのをきょうお聞きするつもりだつたんだけど、残念ながら所用で出てこれなかった。あなたはいろいろやっていると言ってくれるけれども、同じ九月一日の朝日新聞で長谷川芸術課長は、「映画は大量に密着し、芸術としても興行が深い。オペラ振興と同じように、公的な支えをしたい」、これはやっぱり金のない支えというのは、そんなものはへつぱりにもならないがな。

そこで、通産省は映画産業にどういう助成策をとっていらっしゃるのかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(末木鳳太郎君) 私ども映画産業については大変関心を持っておりまして、産業としての映画に対して直接的な補助というものは実はほとんどございせん。しかし間接的にできるだけのことは考えてきておりまして、ここ二回既に行われました、先生も先ほど言及されました東京国際映画祭、これは国際的な交流の場、国際的なイベントの振興という観点から、中身は映画でございますけれども、財政的な助成をしております。

それから、これは今後の問題といたしましては、さらに現在勉強会をやっております。これは次世代映画産業懇談会という研究会を設けまして、映画をつくる会社の方、あるいは映画に出演される方、あるいは映画に関係のある評論家の方、あるいは放送関係の方、その他学識経験のある方にお集まりいただきまして、いろいろ今後の問題を検討しております。

先生、今お金の裏づけがなければ余り意味がないとおっしゃいましたけれども、その点もございまして、一つは規制の緩和という形で、今後映画産業の振興にどういう規制を緩和したらどういう効果があるかというのを今勉強しておりますし、それから二つ目は技術の面から、ハイビジョン等の新しい技術の振興という観点、これは抽象的な技術振興というのはいわゆるありまして、必ず素材があつて行われますので、映画などは格好な材料といえますが対象だと思ひますが、そういった面。それから資金面等については現在勉強中でございます。

○国務大臣(田村元君) 実は役所でも勉強中でございますが、私は映画界の人々に、とにかく自分で努力することが一番大切なわけでも、政府にどういふことを求めるのか、一遍それを洗い出して持っていくことを求めている。その上で映画産業で一遍あらかじめ検討して、役所に突きつけるものは突きつけよう、こう言つてございまして。だから考えようによつては自分で選んで自分に突きつけるような格好になるわけですが、そういうことを言つてございまして。

市川さんのお気持ちも重々私も知つておりますし、うれしく思つておりますけれども、飛行機や軍艦と比較されますと私も答えにくくて、もうちょっと映画というのはエレガントなものですから、ひとつ血なまぐさいものとちよつと離して、そして映画を大所高所から論じられると私も大変答弁しやすいんでございましてけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○市川正一君 大砲とバスターという言葉がございしますが、やっぱり大砲と映画、文化というのは両立しないと思うんです。しかしきょうはそれが本論じゃございせんので、いずれまたゆっくりいろいろ議論をさせていただくこととして、今おっしゃった、やはり何をなすべきか、また何ができるのかという点で私もいろんな方面から意見を集約してまいりましたが、例えば日本映画の現状を打開するために、緊急措置として一定の助成策も必要になつてきていると思ひます。

さつき大臣もおっしゃつたように、やっぱり映画の製作者側もいろいろと努力をせんといかぬけれども、しかしこゝまで来ますと必要なそういう助成策も求められているんじゃないか。例えば、国と映画企業が共同して映画製作基金というものをつくつて、すぐれた映画製作に対する長期、低利の融資を行うとか、あるいはまた撮影所の設備投資や機材への税制上の優遇措置だとか、あるいはまた撮影所での人材育成に対する助成、さらに先ほどお触れになりましたが、ハイビジョンなど新しい技術の可能性を追求するための助成とか、こういうのは私は具体化するべきテーマのリストだと思ひますが、こゝらのところはどうか、いふふにお考えでしょうか。

○政府委員(末木鳳太郎君) 先ほどちよつと重複いたしましたけれども、いろいろ基金の問題もおっしゃいましたが、まず一番やりやすいといひますか、手が届きそうに思ひますのは、先ほどちよつと規制緩和と申し上げましたけれども、例えば建築基準法で映画館は現在商業地域、準工業地域しかつくれない。ところが住居地域、近隣商業地域等にもつくりたいという話があります。

例えば百貨店ができるころ、スーパーができるころでも映画館はできない。そうしますと、ショッピングセンターなんかをつつた場合に、映画館を含んだショッピングセンターというもの、映画館を含んだショッピングセンターというものは非常に今後発展の可能性があると思ひますけれども、法制上できない。まずそういうふうな抑えられていふところをもうちよつと何とか緩和でき

ないんだらうかという議論が研究会で出ておりますけれども、そういったところは比較的手が届きやすいのではないかと。そのほか、建築関係でいろいろきつい規制がございまして、こういった点をまずやつてみる。

それからハイビジョンにつきましては、これからいろいろな実験事業が行われると思ひますけれども、そういったモデル的なものについて映画に名乗り出たいて、そういう場でもつてひとつ新しい分野を開拓していただく。

それから資金面につきましては、国の基金ということも御議論もあろうかと思ひますけれども、まず民間のお金がいればベンチャーキャピタルのような形でうまく集まるような仕組みは考えられないだろうか。現に、投資事業組合という形をとつて映画産業以外のお金、他の産業、例えば商社のお金とか広告代理業等からのお金を集めて、最近話題になつて立派な映画をつくつたケースがございまして、そういった資金面の対策というのがあるんじゃないか、こういった議論がいろいろ今出ておりますので、国がどうだけできるかということも、御指摘もございまして、私もそれは私も念頭に置きましてもう少し勉強させていただきたいと思つております。

○市川正一君 それをもう少し突っ込んで、人材面で、田村ビジョンというわけじゃないですが、ちよつと大臣にお伺いしたいんですが、文化的、芸術的に高い水準の映画をつくり、映画の振興を図る上で、映画製作に携わるすぐれたスタッフ、監督はもとより照明とか美術とか録音とか編集とか、そういうものも含む人材の養成とか後継者の育成というのは、私は不可欠の課題だと思ひます。

現在、御承知のように、歌舞伎とか能とか、こういう分野は国立劇場で後継者養成に当たつております。しかし、映画の場合も、公的な教育機関、例えば国立大学に映画関係の専門部門を設けずるとか、あるいは将来、研究所を持つ国立の映画大学をつくつてその育成を図るとか、こうい

うふうな構想は、決して支那大臣とかいう意味でなしに、田村通産大臣としての御所見を伺いたいんですが、いかがでしょうか。グッドアイデアというふうに……。

○国務大臣(田村元吉) そういうふうにしてほしいものです。私も、本当にそれはすばらしいことだと思ひます。大学に映画の専門課程を置くというふうな、国公立に置くかどうかという問題はありますけれども、例えれば我々の若いころでも、日本大学には芸術学部がございました。でありますから、私はやってやれないことはないと思ひますし、そういう問題も含めて、やはり真剣に検討しなきゃならぬと思ひます。

まあ文部省にも御協力をお願いしなきゃならぬし、幸い今の中島文部大臣も、あれなかな映画が好きでございまして、一遍よく相談をしてみたいと思っております。

○市川正一君 文化庁に今度はお伺いしますが、私は今、特に重視する必要があるのは、先ほどの構想などとも関連して、フィルムライブラリーを、これを言うならば国立劇場並みに、例えば国立映画センターといった将来的展望を持って大いに改善し、大いに充実していくということだと思ひますが、こういうような展望、構想については文化庁はどうお考えでございましょうか。

○説明員(遠見博昌君) 先生御案内のとおり、フィルムライブラリーはそれなりの役割を果たしてまいっておりますが、現在、焼けてまして、あそこに建築するということがなっております。昭和十六年度に新しいものが建ちます。現在は、御案内のとおり、東京国立近代美術館の一つの内部施設、こういうことになっておりますが、これにつきまして、先ほど申し上げました、例えば映画芸術の振興に関する懇談会等では、例えばこれをそういった美術館の附属施設というふうなことでなく、独立した映画のための施設、映画振興のための、そういうふうなことも考えてはいかつか、こういうふうな御提言もいただいておりますのでございまして、その施設が成った際には、

これまでの機能を充実するとともに、そういった新しい方策を検討してまいりたいと思っております。

○市川正一君 今部長のお話があったように、京橋のフィルムセンターが八四年の九月に火災に遭いました。そうして今、東京国立近代美術館のフィルムセンターを運用し、また相模原にフィルム収蔵庫、あれはできたわけですね。約一万本近いフィルムがあるというふうに聞いておりますが、しかし、全体として、また金の話で、予算は極めて少ないんですよ。これは僕は驚いたんですが、フィルムも結局映画会社の寄贈に頼っているというのが現状なんです。まことに私はお恥かしい限りだと思ひます。

私は、この際、やはりプリントだけでなしにネガも含めて買上げて保存する、せめてその程度のことはやるべきだと思ひますが、これは著作権の管理とは決して矛盾するものではないんです。これは焼き増しして売り渡すわけじゃないんですから、そういう立場で取り組むべきだと思ひますが、文化庁いかがですか。

○説明員(遠見博昌君) 先生御指摘のような方向も踏まえまして、前向きに検討したいと思っております。

○市川正一君 次に私、映画をつくる上で一つ重要な問題は、俳優など実演家の権利の保護と待遇改善の問題だと思ひますが、文化庁に伺います。

映画は、製作者はもとより監督、美術、音楽、俳優など多くの人々の協力によってでき上がる、言うならば総合芸術だと思ひます。ところが、現在の著作権法ではこれらの人々の権利がどういうふうな保障されているのか。なかなしく映画俳優の権利はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(遠見博昌君) 端的に申し上げますと、俳優等の実演家が行いました実演が収録されております映画、これにつきましては、実演家は当初の出演料は出るということになっておりますが、

ども、一般的にはその後の映画の利用については一切何も受け取れない、権利が認められていない、こういったような状況でございまして。

○市川正一君 私は、それは非常に不当な措置だと言わざるを得ぬのです。と申しますのは、確かにローマ条約では、第七条でその権利を認めながら第十九条で外しております。しかし、この点については、国際的にも今日問題になっており、ローマ条約が起草されたときはまだビデオが存在していなかったころです。ところが、今やビデオの著作物のはらんによって事態は根本的に変わってきておるわけですね。ですから、第十九条の改正が勧告されたのは今から十年前でありまして、したがって、この十年間の特に著しい変化、これに私は対応すべきだと思ひますが、文化庁はどのようにこれに対応されようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(遠見博昌君) 先生御指摘の映画のビデオソフト化、こういった新しい手段が出てまいりました。単に映画館で映画を上映するというところにどまらなくなっているわけで、そういったことを受けまして、私も現状の保護のあり方、これがベストであるというふうには心情的には必ずしも思っていないわけでございます。

ただ、先生今御指摘のとおり、現在のローマ条約、隣接権条約でございますが、これの中には、先生今御指摘のとおりでございまして、今、日本の制度をとってこのことと規定が七条、十九条というところで設定されておるという現状でございます。また、それを受けてまして諸外国におきましても同じような制度をとって、これが圧倒的な多数を占めておるところでございまして。ただ、著作権法の改正ということでは先生は恐らくこういう問題を処理しろというふうな御提言かと思ひますけれども、この問題は、例えば隣接権と契約するものがまだそういったふうな、現在我が国がとっておる状況と同じ状況であるというふうな状況にとどまっておるというふうなことで、

それから映画の著作物の権利の取り扱い全体とも関連する大きな問題であるということもございまして、これは当然、将来におきましては法改正というふうなことも踏まえた検討が必要になってまいらうかと、こう思ひましてございまして、でも、それには少々時間がかかると思ひますので、当面のところは、実演家と映画製作者との間の契約面での解決の方がより現実的な処理ではなからうかということで、その方のバックアップをぜひやってまいりたいと、かように考えておるところでございまして。

先生御案内のとおり、映画の監督者と製作者との間には、既に昭和四十六年に契約等が成り立っておりますのでございまして。一部、そういった面での解決が成り立っているところでもございまして、この俳優の方々それから製作会社との間でも、今ある特定の面、三つの面があるところでございまして。その一つの面においては着々と解決に向かって進んでおるといふようなことを伺っておりますので、そういったものをぜひ進めてまいりたいと思ひます。

○市川正一君 十年前にはああいうカラオケビデオみたいなものはなかったわけですよ。ところが、今はもうちょっと行けば、ずたずたに切断して使われておる。これは私には明らかに著作権に対する重大な侵害だと思ひます。現に私は映画俳優の待遇を調べてみたら、ごく一部のいわゆるスターを除けば極めて深刻な状態にあります。

例えば、交通費は支給されるけれども、現金支給のために税金が差し引かれておる。宿泊費も支給されるけれども、二千円から三千円どまりです。これも同じように一〇%の税金を取られる。食事代もありません。俳優の年間所得は、これは八四年の調査であります。二百万円未満が三七%、勤労世帯の平均年収以下は五百万円未満というものが七七・二%と圧倒的です。しかもまた、仕事にけがをしても労災保険がないという厳しい条件のもとで俳優の活動をやっていらっしゃるという

を考慮いたしますと、労働条件の改善とともに、著作隣接権の確立は焦眉の急だというふうに出て過言でないと思うんですが、私はこういう事態に即して文化庁が早急に検討し結論を出されることを重ねて要求いたしますが、いかがですか。

○説明員(逸見博昌君) 先生の御要望は御要望として十分承っておりますが、そういった問題があるということを十分認識して前向きに仕事を進めてまいりたいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、現在の条約そのものそれから世界の大勢そのものがまだ大変かとうございます。ただし、それが決して本場に現実を反映しているものとは必ずしも思われませんので、そういったものが変更されるということも十分踏まえながら私も前向きに対処してまいりたいと思います。

○市川正一君 時間が参りましたので、最後に大臣に今後の抱負も兼ねまして、映画館が庶民のレクリエーションの場にふさわしい安全で衛生的で、また快適な場になるような設備改善が望まれていると思います。先ほどお話しございましたように、規制緩和によってふだん着で気安く行けるような方向を指向されているというのはまことに時宜に達したタイムリーな御検討の方向だと思っております。今言ったこういう設備改善に対しても助成措置の要求がずっと出ておりますが、通産省の所管事項のこの映画に関する事業として御所見を承って、きょうはまあ第一ラウンドであります。質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(田村元君) そういうことも含めていろいろと検討してみなきゃならぬと思います。また、議論としても検討しなきゃならぬと思います。そのときはよろしくお願いいたします。

私は、こういう席で映画の話というのはまあめったにないことで、常任委員会では映画の話というのは市川先生ぐらいのことだろうと思っておりますけれども、本当にいい機会でございますからあえて申し上げますならば、例えばテレビなんかでも、テレビの映画も映画なんですからもうちよつといろんな

面を考えてくれたらどうだろうか。例えば、テレビ映画の時代考証というのはめっちゃくちゃです。実際めちゃくちゃでございます。我々子供のときに大都映画とか極東キネマというのがありまして、チャンバラしておるところに電信柱が立っておったというのがございましたけれども、今は本当にめちゃくちゃです。

そうかと思うと、中にはすばらしいテレビの映画もございました。私が見ておって、幸四郎の「鬼平犯科帳」というのはとってもよかったと思うんです。あの「鬼平犯科帳」に出てくる江戸時代の食事、これは池波正太郎の博学ぶりをあそこで知らしめておるんでしようが、まさに江戸時代の食事がさまざまに出てきて、池波正太郎の「鬼平犯科帳」の食い物をたねにして本をあらわした人のその本がベストセラーになったというふうなすばらしい、これは小説がすばらしいわけですけども、映画もすばらしいかと思えます。

やはりテレビも、もうちょっとまじめな映画をやつてもらったらどうだろうか。落語家なんかでも、収入が少なからずうかがないかもしれません。このごろは座布団を積んだり外したりしてまるつきり喜劇役者みたいな格好になってしまつて本当に悲しく思いますが、まあこれからいろいろな面で映画をよくしたいし、もう一回、映画を国民の心の糧として取り戻したいと思っております。どうぞよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

○市川正一君 こちらこそどうぞよろしく。

○井上計君 OECDの閣僚理事会での大臣の御活躍については、私も伺いしようと思っております。また、午前の中で同僚委員から御質問がありまして、大臣からお答えがありました。あえて重複を避けます。

ただ、昨年と比べてわずか一年しか経過してないのに大変な日本に対する評価が大きく変わっておるということで、大臣はうれしく思つたと、こういうふうなお話がありました。

〔委員長退席、理事下条進一郎君着席〕

これも大臣を初め通産当局が昨年から大変御努力された成果だと、このように考えまして、心から敬意を表します。

そこで、このOECDの理事会の中で、先ほど大臣のお話がありました。アジアNICISの擁護論といいますが、お述べになったと、こういうふうなことが新聞報道にもありました。これはこれとして大変日本として正しい姿勢である、こういうふうにも私も思っておりますが、そこで当然そうであるとする、アジアNICISから今後輸入量を拡大するある種の義務といえますか責任がやはり当然生じてきておると、こう思うんです。

ところが、NICISからの輸入等についてはいろいろなまた障壁もあるようでありまして、また既にNICISからの輸入品の激増によって国内の、特に軽工業、中小企業の業界が大変困つておるといふような問題もありません。したがって、そう簡単に、じゃNICISからほとんど品物を買えばよろしいということにはまいらぬと思ひますが、そういう難しい問題等ありますけれども、今後NICISに対する輸入政策をどのようにお考えになっておるか、ひとつこれはもう大臣でなくて結構です、局長で結構ですが、お伺いしたい、こう思います。

○政府委員(山本義典君) 今御指摘のように、NICISからの輸入量は最近激増をいたしております。六十二年度の実績で申し上げますと、全体の輸入の伸びが五割弱、四九・五%伸びまして、それで二百五億ドルになったわけでございます。それから製品輸入につきましては六割弱、五九・四%伸びまして百三十九億ドルになりました。プラザ合意の前ときは、我が国輸入に占めるアジアNICISのシェアが七・八%であつたわけでございますが、それが六十二年度のそのシェアは一・七%と大幅に増加しているわけでございまして、それで、OECDでの大臣の御発言もございまして、今後引き続いてこういつたアジアNICISからの製品輸入を中心としてふやしてまいりたいと思っております。

ただ、今御指摘もございましたように、一部の繊維製品などの品目によりまして、あるいは時期のとり方によりましては何倍も前年同期に比べて伸びてしまつたというふうなものもございまして、

〔理事下条進一郎君退席、委員長着席〕
そうした例外的な品目につきましては、やはり輸出側の自省も要求したいと思つておりますが、それらを除きました通常の製品輸入につきましては、引き続き強い勢いで伸びていただきたいというふうに期待をいたしているところでございまして、そういったものに若干の痛みを伴いながらも耐えていくこと、そして拡大をしていくことが我が国の輸入政策における一種の責務であらうというふうにも考えているわけでございます。

○井上計君 時間がありませんので、この問題については今伺つた程度にしておきます。ただ、NICIS製品の輸入については、消費者も非常に大きな関心を持っています。同時にまた、生産者も関心というか脅威と同時にまたいろいろな意味での関心を持っていますから、今後NICIS製品の輸入をふやすと同時にいろいろな面でのまた行政指導も必要であらう、こう思いますから要望しておきます。

次に、クレジットカードの問題で二、三お伺いをしたいんですが、近年クレジットカードの発行が激増しておると思ひます。文字どおり国民生活にも浸透したであらう、こう思うんですが、聞くところによりまして、現在発行枚数が約一億枚というところであります。現在発行枚数が約一億枚と持つておる、こういう計算にならうと思ひます。ただ、アメリカは八億枚ということですから、アメリカに比べるとまだまだアメリカのようなキャッシュレス社会にはほど遠いといひますけれども、しかし、こゝまでクレジットカードが激増してくると国民の消費生活に大変な影響をもたらしておるわけでありまして、
私がちよつと見た資料等によりまして、六十年でありますけれども、家計の最終消費支出に占めるカードによる購入の割合が二・八%、既に現

在でも三割ぐらいになっておるであろうということですから相当なカード社会になりつつあるな、こんな感じがするわけでありませうけれども、そこで、通産省としては、現在の消費者信用産業といえますか、クレジット業界といふものについてどのように現状を認識しておられるのか伺いたします。

○政府委員(末木風太郎君) 御指摘のとおり大変急速な伸びを示しております。業界の団体の調査の数字でございませうけれども、年々の新しい消費者信用の供与額が幾らぐらいいかといいますが、五十二年には十三兆三千億円でございましたが、六十一年には三十八兆四千億円で、年平均一三%というテンポで伸びております。

広義に、消費者信用を二つに分けてまして、一つは物の売買に伴ういわゆる販売信用と、それからいわゆるローン、銀行から借ります消費者金融、この二つに大別いたしますと、前者の販売信用の方はこの同じ期間に年率一%の伸びでございませう。それから、金融機関からお金を借りる消費者金融の方は一五%という伸びでございませう。したがって、二つに分けますと、消費者金融の方が少しずつシェアが広がっているわけでございませう。

それから、販売信用をさらに二つに分けてまして、カードを使うものとカードを使わないものに分けますと、カードを使わない個品形態といいますが、購入の都度ローンの契約を結ぶものでございませうが、この個品形態でカードを使わないものは最近の伸び率が年間一〇%の伸びでございませうが、カードを使うものの方は年間平均一四%でございませう。

したがって、今高い伸びを示しておりますのは、金融機関から借りる消費者ローンとそれからカードを使う販売信用、こういうことでございまして、販売信用全体の中でカードによるものが今三二%くらいでございませう。恐らくカードによるローンというのはますますふえていくものと思われませう。

カードの枚数は、先生お示しのとおり六十二年三月末で一億一千万枚でございませう。

○井上計君 承ると、これから一体どうなるであろうかというふうな、ある意味では一種の危機を抱くような感じがします。

今審議官の御説明にはなかつたのですが、私の見た資料では、昨今の小売業の売り上げの中でカードの占める割合が平均して、いろいろ取りまぜてですが、九割あるというところでございませう。これは、現在の消費の伸びをかなりカードが受け持っており、カードによってかなり消費の伸びが高まっておりますという感じがするんです。一面、言えは架空の、ちょっと表現が難しいんですが、水増しの消費とも言えるわけですね、カードによる売り上げですから。したがって、クレジットカードの発行の主体が信販会社あり、百貨店等々の個々の会社があり、あるいは中小のクレジット団体が、さらには最近では、消費者ローンですが、金融機関のなにかがある。もう多種多様になってきて非常に複雑になっておる。

それだけに、カード会社自体の過当競争が大変激しくなつて、中には消費者のニーズの本質的な期待、要望にこたえない、言えは過剰なサービスだとか過剰な不必要な特典等々をつけるということとでますますカード業界自体が大変な過当競争になって、これでは本当の消費者のためになるのであろうか、あるいはまた、カードがそのまま伸びていった場合に、流通の健全な発展に寄与するのかがどうかという危惧を一面私は持つておるんです。が、それらについてはどうなふうにお考えでしうか。

○政府委員(末木風太郎君) 確かに非常に伸びが高いものですから、私もそう思った際の部分、面についても注意を払っていかねければならないと思つております。

ただ、その前に、全体の規模といたしますと、フローといひますか、年々の消費支出に対する新しい消費者信用の割合という面で見ますと日本もかなりのところへ来ておりますし、小売の売上高

に対比しても、これもフローの数字でございませうが、相当なところにあるわけですが、残高ベースで見ますとアメリカなどに比べますとまだ相当低い水準でございませう。

ちよつとこれは手元の資料の換算レートがはっきりしませんが、今換算レートによつてかなりこういう数字比較は変わるの注意を要します。それにしても六十年末でアメリカは百二十八兆円の残高、日本は二十八兆円の残高で、残高ベースで見るとまだ倍ほうに行き過ぎているといふことも言えないのではないかと思います。

しかし、一面、それは言ひましても急成長しておりますのでいろいろ問題があり得る。一つは、先生もおっしゃいましたカード会社の過当競争で健全な事業活動が行われるおそれがないだらうかという危惧。もう一つは、多重債務者と私ども呼んでおりますけれども、イーजीに買ひ物ができるために収入に対して多過ぎるローンをしよい込んでしまつて家計が破綻をする、そういう多重債務者の発生をどうやって未然に防止を、また不幸にしてそうなつてしまつた方をどういふふうに面倒を見るかという問題がございませう。それからさらに、カードに伴うプライバシーの問題もいろいろ指摘されているところでございませう。そして、そういったカードの急速な普及あるいは発展に伴いますクレジットを十分生かしつつ、問題点の方についてもいろいろ手をつけていかねばならぬと思つております。現にプライバシーの問題あるいは多重債務者問題についてもいろいろ従来から手を打つてきたところでございませう。

○井上計君 今いろいろと問題点、またクレジット、デビットをお述べになりましたが、全くそのうであらう、こう思ふんです。

アメリカに比べるとまだ数字的には開きはあります。しかし、アメリカのように日本はいわば完全なキャッシュレス社会にはならぬであらう、日本とアメリカとの消費構造の違いあるいは治安、特に一番大きなのは治安問題だと思ひますが、それはなぬと思ひますけれども、しかしこのまま

いくとかなりもつといるん意味で膨大なカード発行といふことになってくるであらう、こう思ふんです。

そうすると、今審議官お話をありましたけれども、多重債務者が既に大分発生しておるようですね。今後、ますます発生をしてくる。言えはサラ金地獄が今度はカード地獄といふふうなこともある得るわけですが、何らかのここに、立法ということになるとちよつと問題が大きいかもしれませう。ただ規制といふふうな意味じゃなくて、的確な行政指導を行うといふふうな意味で何か考えていくべき時期に来ておるんではなからうかという感じがするんですが、現在、特にカードについては通産省としても特別な指導といふか、規制といふか、あるいはカード会社設立、発行についてのそのような特別な指導といふのは特にありません。今後そういうことについてあわせてどのようにお考えであるかひとつ承りたいと思ひます。

○政府委員(末木風太郎君) カード一般については規制がございせんけれども、そのカードが総合割賦購入あつせん、かつ分割払いをする場合につきましては御承知のように通産省に登録をしなければなりませんから、登録段階である程度のチェックなり指導なりは可能でございませうし、中小商業問題として一定の制限をしていることも御承知のとおりでございませう。

さらにそれ以外に、具体的にどういふことをやっておるかということもございませうけれども、多重債務者につきましては、いわばこういったカード社会、クレジット社会における犠牲といふところと適切ではないかもしれませうけれども、お気の毒な状態に入つてしまつた方々でございませうので、その方の対策をきちんとしておきまさんと、そもそも健全な発展といひましても、あれは一体どうするんだといふことになりませうので、いろいろ研究いたしまして、六十二年三月、昨年の三月でございませうけれども、関係業界の打つて一丸となつた体制によりまして、日本クレジットカウンセリング協会という財団を発足していただき

ました。まだ一年間の実績でございすけれども、既に専門の弁護士の方々等の御協力を得て具体的なカウンセリングをやっております。今後ともこういった面について、陰の部分についてしっかりと手を打ちつつ状況を見守っていくということだろうと思ひます。

いま一つ例を挙げさせていただきますと、これは五十九年の割賦販売法の改正でございすが、クレジット会社と小売業者と消費者のその三角の關係におけるトラブルの防止、あるいは発生したトラブルについての消費者保護を図るために割賦販売法を改正いたしました、いわゆる抗弁権の接続という様な制度も導入したということで、ここ数年間御指摘のような意識を持ちまして手を打っておりますが、今後とも引き続きそういう意味では研究をし、ウオッチをしてまいりたいと思っております。

○井上計君 時間がありませんから、また別の機会にもう少し勉強をし、またいろんな面で提言をしたいと思ひます。

ただ、最近、中小の小売団体もやはりクレジットカードを発行しよう、こういうふうな検討を進めているところが多くなつたと聞いております。またますますふえるであろうと、こう思ひますから、十分ひとつ今後またいろんな意味での行政指導を的確にお願いをいたしたい、要望しておきます。

終わります。

○木本平八郎君 私、けさほど技術のブーメラン現象と、それから産業の空洞化問題についてインパクトだけをちよつとやつたわけですが、それを受けてあとやりたいと思ひますけれども、もう相当時間も運んで皆さんお疲れのようですから簡単に終わりたいと思ひます。

それで、簡単に終わるためにちよつと私が申し上げたいことを先に言ひたいと思ひます、あと飯塚院長からは技術者対策はどうするかという問題についてお答えいただきたいし、それから杉山局長からは今後の国際分業という面はどういうふう

にお考えになつてゐるかという御所見。それから、まだおられないけれども、大臣おられたら最後に御所見承つて終わるといふうな段取りでやりたいと思ひます。

それで、まず私の申し上げたいことを先に言ひてしまひますと、先日、十日ほど前に電機メーカーの鎌倉製作所を見学に行つたわけなんです。私ももう十数年ぶりに行つたものですから非常にびっくりしたんですけれども、そこで一番驚いたのは、宇宙衛星に積むコンピュータの基板を組み立ててゐるんです。これは多品種少量生産で、一品一品の手づくりです。

どういふふうによつてゐるかといひますと、女の人が台におりまして、そこに上から電気でびつと照らすんですね。そうすると、基板のところにはびつと電気がつくわけなんです。隣から部品を取つて、そしてそこへ埋め込む。この部品は、びつとつく必要部品がすつと浮いてくるんです。それで、埋め終わるとびつと明かりが映つて、またこつちがすつと変わつて、それをこつとやつてゐるわけなんです。しかも、この部品は、その横に三万ぐらゐ入つてゐるドラムがあつて、それがコンピュータの指示によつてびつとこつと上がつてくる。そのドラムに入つてゐる部品は、そこによつと自動倉庫がありまして、トレイがすつと入つてゐて、それでやつてゐるわけなんです。それを、その作業場では八人ぐらゐでやつてゐるだけなんです。

それで、こういう作業はまあ大変なだけども、これのコストは日本は絶対にどこにも負けないといふわけですね。大量生産で、ベルトコンベヤーに乗つてゐるというのは、これは確かに未熟練労働者でいいし、労働賃金が安いんでいけるだろうと私は思つてゐたんですが、こういう多品種少量生産というの、日本のようにコストが、人件費が高いとも到底競争できないと思ひたんです。ところが、いやそれがもう日本の方が得意なんだと。これはいろいろ理由がありまして、その作業をしてゐる人たちは皆高校出たとい

うふうなことで、非常に特徴はあるんですけれどもね。

それで、それを組み立てまして、その後がまた大変なんです。衛星用ですから、もう極低温から瞬間的に太陽側になると超高温になります。それから、無重力の問題とか、そのテストが大変なわけですね。その試験機がすつと並んでいてやつてゐるわけです。

そこで、向こうの方でも言つてしまひたけれども、私が感じたのは、一人の作業員に対して後ろでバックアップしてゐる技術者が十数倍おるわけですね。昔の工業生産というのは、一人のエンジニアがおつて、その下に十人、あるいは二十人、ひどいときには百人ぐらゐの作業員がいてやつてゐたわけですね。もう逆転しちゃつてゐるわけですよ。

そこで問題は、将来、今のちやうど高一の人たちが大学を卒業してゐる時分から人口が減るわけですね。そうすると、どんどん技術者も減つてくる。今のままで二十一世紀になると、毎年数万人のオーダーで技術者が足らなくなつちやうといふわけですね。それで、けさほどの産業の空洞化の問題なんですけれども、海外に出ていくのは、いわゆる作業員のやる仕事なんです。逆に日本は、だから極端なことを言えば、技術者ばかり残つちやつて作業員は残らなくなるという可能性はあるわけですね。

そういうことでますます産業が空洞化して、海外へ出ていって、技術者は逆にどんどん要るようになってちやうといふわけですね。それで、例えば試験機なんか、本場にすごいのが並んでゐるわけですね。宇宙衛星なんかつくつてゐるのは、もうその作業員はほんのわずかでバックアップしてゐるのが大きいです。

さて、問題なんですけれども、こういう技術者が足らなくなつてくると、そうしたらどういふふうにしてこれをサブライズするかといふと、二つしかないと思ひます。一つは、外国からどんどん技術者を導入してくるということですね。それ

からもう一つは、文科系の人を今度は再教育して技術者に変えるということなんです。

これは、私は高等学校、理科を卒業したんですけれども、理科と文科の差というのは、今で言へば専門学部のと二年の差でしょう。こんなたつた二年で理科と文科と一生分かちやうといふのはおかしいと思ひます。逆に言えば、文科を卒業して、会社に入つて二、三年して、あつた、おれは理科へ行つておきやかつたと思ひ人もいっぱいおるわけですから、そういう人を再教育して使えるんじゃないか。例えば、大学には工学部と理学部がありますけれども、これから必要なのは情報科学部だと思ひます。したがつて、情報科学部のエンジニアというのをそういうふうにして養成できないかと。

したがつて、結論から申し上げますと、通産省で貿易大学というのがありましたね、今どうなつてゐるか知りませんが、あれと同じやうに、企業から二、三年貿易大学みたいなやうな情報科学大学に留学させて、そこで大量に養成していくといふふうなことで、産学あるいは産官学が共同してやつていくということ。それから、外国の技術者を入れるといつたこと。日本語の問題その他ありますから、むしろ積極的に各国に、何といふんですか、工業大学が何かをやつて、そこでついでに日本語も教えて、そして日本にどんどん連れてこれるような手を打つていかなきゃいかぬじゃないかというのが私の趣旨なわけです。

それで、先ほどのように、これは技術者の確保という点から飯塚院長にお願いして、それから国際分業というところで杉山局長に、それで最後に総合的に大臣の所感を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(飯塚幸三君) 先生御指摘のように、我が国の企業が産業構造転換を迫られております。また、新規分野への参入といふふうなことで新しい技術についての研究開発が非常に重要であり、また、その分野の技術者が非常に不足するであろうといふうな御指摘でございすが、技術

者の新規採用あるいは既存の技術者等の再教育のニーズは確かに高まっておると承知しております。

私どもの工業技術院の試験研究所におきましても、技術指導という形で産業技術分野の技術者養成にお役に立っているのではないかと思っておりますが、現在持っております企業ニーズの内容、確かに高まっておりますが、その内容等について十分検討いたしまして、技術者の育成について工業技術院といたしまして今後十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、御必要があれば、情報分野の技術者については機械情報産業局の方からお答えされるかと思ひます。

○政府委員(岡松壯三郎君) ソフトウェア関係の技術者不足問題が、最近特に著しくなつてきておるわけでございますが、この点につきましましては、このまま放置しますと産業経済社会の発展のボトルネックになるおそれがあるということで、通産省といたしまして、情報関連の技術者の養成につきましましてはいろいろ政策を講じておるところでございます。

具体的には、情報大学校構想という名称のもとで効率的な高度な技術者養成の方法を研究しておるわけでございますが、これを全国の情報関係の専修学校等の協力を得まして、今年度から始めておるといふのが一つでございます。

もう一つは、いわば教育のための教材づくりと申しますか、コンピュータの助けをかりて、効率的に技術を身につけることができるように工夫されたプログラムをつくるということを情報処理振興事業協会の方で進めておりまして、これを先ほど申し上げました専修学校の方に教材として提供するという形をとっております。

それからもう一つは、情報処理技術者試験につきましては、拡大するニーズに対応いたしまして試験地域をふやしたり、それから試験科目をふやすといったような形で対応をとっておるところでございます。

でございます。

このような人材面の対策と同時に、やはり技術者一人当たりの生産性を上げるということも大事であるというふうに考えておりまして、ソフトウェアの生産システム、いわゆるシグマプロジェクトと申しておりますが、このシグマシステムの構築の問題、あるいは一つのソフトウェアがさらに多くのユーザーに使われるような汎用プログラムの開発というふうなことも積極的に進めておりまして、技術者不足対策を側面からサポートするという形をとっておるわけでございます。

以上のような総合的な対策を実施していくことによって情報関連の技術者の不足対策を進めてまいりたい、こんなふうに考えておる次第でございます。

○国務大臣(田村元吉) 確かに、我が国の研究者総数は過去順調に増加をいたしております。昭和六十二年におきまして約四十二万人、アメリカに次いで世界第二位の規模に達しております。また、対従業員数比率で見ましても、主要先進国中トップ水準にございます。このうち民間企業の研究者が六割以上を占めておりますが、その割合は増加する傾向にございます。また、研究開発に関する試験あるいは評価などを行う企業群も生まれてきておるといふふうに承っております。

今後ともこういう傾向は続くと思はれますが、我が国の将来に向けた基礎研究の重要性が高まってくる中で、この分野の人材確保の必要性が高まってくることに一層の注意を払ふ必要がございます。

通産省といたしまして、特に基礎研究ということに、いわゆる基礎技術の開発ということに最重点を置くようになっておりますだけに、一層研究者の育成について鋭意努力をしてみたいと考えております。

○政府委員(杉山弘君) 先生御質問の中に、外国人技術者の雇用を促進するような方向で考えられていることがあったように思ひますので、それについて私からお答え申し上げます。

既に、一般的に外国人労働者の受け入れ問題が各方面で議論になっておるところでございますが、その中で特に技術、技能を持っている人については現在でも特に制度的な面での制約がないわけではございますが、将来、今大臣が申し上げましたような需給状況になってまいりますと、むしろ外国人の技術、技能者というのに対する需要が今以上に高まってくる。そういう場合に、そういう方々の国内での就労を容易にするために何か手を打つべきではないかというのが先生の御質問の御趣旨であらうかと思ひます。

こういった点につきましては、本来各企業ベースにおいて行われるということも必要でございますが、国のベースにおきましては最近特に日本におきまして外国人留学生の問題というのが大きなテーマになってきておりまして、留学生に対していろいろな面での支援をすべきではないか、こういう御意見が出ております。こういう方々が将来技術、技能を身につけて日本企業に就労をしていただくということになりますと、これは極めて好都合でございますので、むしろ政府といたしましてはそういう面での外国人の技術者、技能者の国内での就労というものに大いに期待をしておるところでございますし、また留学生段階におきましては所要の御援助も申し上げたいということで今いろいろと対応を重ねておるところでございます。

○本部長(八郎君) 終わります。

○委員長(大木浩君) 本調査に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(大木浩君) これより請願の審査を行います。

第二〇五号伊方原第二号出力調整実験及び出力調整の中止に関する請願外二十四件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、いずれも保留することにいたしました。以上、理事会の申し合わせのとおり決定すること

とに御異議ございませんか。

○委員長(大木浩君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(大木浩君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大木浩君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大木浩君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大木浩君) 次に、委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大木浩君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、中小企業不況対策の充実に係る請願(第一三八五号)
一、円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願(第一三八六号)

第一三八五号 昭和六十三年四月二十六日受理
中小企業不況対策の充実に関する請願

請願者 熊本県下益城郡城南町千町二、五

二八 米原賢士

紹介議員 守住 有信君

円高の定着、さらにその一層の高進により、国際競争力の弱い産業、構造不況業種、とりわけ中小企業は深刻な状況に置かれている。ついで、次の施策を早急に講ぜられたい。

一、中小企業向け政府金融の融資条件の改善と不況業種の指定の拡大を図るとともに、中小企業の技術高度化のため、人材育成政策を強力に推進すること。また、下請代金支払遅延防止法の適正な運用を図ること。

第一三八六号 昭和六十三年四月二十六日受理
円高による中小企業の危機打開、産業空洞化の防止に関する請願

請願者 福岡市博多区住吉二ノ二ノ六福岡県工業組合内 安藤秀雄 外

百一名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二九二号と同じである。

第三号中正誤

ベシ 段行 誤

一 三 終わり
経済計

正 経済計画

第十号中正誤

ベシ 段行 誤

二 三 七 行われる思います

正 行われると思います

第十一号中正誤

ベシ 段行 誤

一 四 三 というふうは

正 というふうは

二 三 〇 皮膚

皮膚

三 四 終わり
CLO

CLO

九 二 九 簡単

簡単

昭和六十三年六月八日印刷

昭和六十三年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D